

参議院法務委員会議録第九号

令和元年十二月三日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

十一月二十九日

辞任

岩井 茂樹君

補欠選任

福岡 資賀君

衆議院議員

修正案提出者

修正案提出者

串田 誠一君

外務省大臣官房

審議官

小野平八郎君

中原 裕彦君

安江 伸夫君

山添 拓君

高良 鉄美君

嘉田由紀子君

東澤 整君

越智 隆雄君

日吉 雄太君

山尾志穂里君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に關する件

○会社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(竹谷とし子君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、岩井茂樹君、山崎正昭君及び宮崎雅夫君が委員を辞任され、その補欠として福岡資

義家、元榮太一郎君

森 まさこ君

大塚 政久君

伊藤 信君

青木勢津子君

宮崎 政久君

竹谷とし子君

高橋 嘉法君

元榮太一郎君

有田 芳生君

矢倉 亮夫君

柴田 功君

足立 敏之君

磯崎 仁彦君

小野田 紀美君

島村 大君

徳茂 雅之君

中川 雅治君

福岡 資賀君

山下 雄平君

渡辺 猛之君

櫻井 充君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に關する件

○会社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(竹谷とし子君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、岩井茂樹君、山崎正昭君及び宮崎

雅夫君が委員を辞任され、その補欠として福岡資

義家、元榮太一郎君

森 まさこ君

大塚 政久君

伊藤 信君

青木勢津子君

宮崎 政久君

竹谷とし子君

高橋 嘉法君

元榮太一郎君

有田 芳生君

矢倉 亮夫君

柴田 功君

足立 敏之君

磯崎 仁彦君

小野田 紀美君

島村 大君

徳茂 雅之君

中川 雅治君

福岡 資賀君

山下 雄平君

渡辺 猛之君

櫻井 充君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に關する件

○会社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(竹谷とし子君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、岩井茂樹君、山崎正昭君及び宮崎

雅夫君が委員を辞任され、その補欠として福岡資

義家、元榮太一郎君

森 まさこ君

大塚 政久君

伊藤 信君

青木勢津子君

宮崎 政久君

竹谷とし子君

高橋 嘉法君

元榮太一郎君

有田 芳生君

矢倉 亮夫君

柴田 功君

足立 敏之君

磯崎 仁彦君

小野田 紀美君

島村 大君

徳茂 雅之君

中川 雅治君

福岡 資賀君

山下 雄平君

渡辺 猛之君

櫻井 充君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に關する件

○会社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(竹谷とし子君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、岩井茂樹君、山崎正昭君及び宮崎

雅夫君が委員を辞任され、その補欠として福岡資

義家、元榮太一郎君

森 まさこ君

大塚 政久君

伊藤 信君

青木勢津子君

宮崎 政久君

竹谷とし子君

高橋 嘉法君

元榮太一郎君

有田 芳生君

矢倉 亮夫君

柴田 功君

足立 敏之君

磯崎 仁彦君

小野田 紀美君

島村 大君

徳茂 雅之君

中川 雅治君

福岡 資賀君

山下 雄平君

渡辺 猛之君

櫻井 充君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に關する件

○会社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(竹谷とし子君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、岩井茂樹君、山崎正昭君及び宮崎

雅夫君が委員を辞任され、その補欠として福岡資

義家、元榮太一郎君

森 まさこ君

大塚 政久君

伊藤 信君

青木勢津子君

宮崎 政久君

竹谷とし子君

高橋 嘉法君

元榮太一郎君

有田 芳生君

矢倉 亮夫君

柴田 功君

足立 敏之君

磯崎 仁彦君

小野田 紀美君

島村 大君

徳茂 雅之君

中川 雅治君

福岡 資賀君

山下 雄平君

渡辺 猛之君

櫻井 充君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に關する件

○会社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(竹谷とし子君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、岩井茂樹君、山崎正昭君及び宮崎

雅夫君が委員を辞任され、その補欠として福岡資

義家、元榮太一郎君

森 まさこ君

大塚 政久君

伊藤 信君

青木勢津子君

宮崎 政久君

竹谷とし子君

高橋 嘉法君

元榮太一郎君

有田 芳生君

矢倉 亮夫君

柴田 功君

足立 敏之君

磯崎 仁彦君

小野田 紀美君

島村 大君

徳茂 雅之君

中川 雅治君

福岡 資賀君

山下 雄平君

渡辺 猛之君

櫻井 充君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に關する件

○会社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(竹谷とし子君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、岩井茂樹君、山崎正昭君及び宮崎

雅夫君が委員を辞任され、その補欠として福岡資

義家、元榮太一郎君

森 まさこ君

大塚 政久君

伊藤 信君

青木勢津子君

宮崎 政久君

竹谷とし子君

高橋 嘉法君

元榮太一郎君

有田 芳生君

矢倉 亮夫君

柴田 功君

足立 敏之君

磯崎 仁彦君

小野田 紀美君

島村 大君

徳茂 雅之君

中川 雅治君

福岡 資賀君

山下 雄平君

渡辺 猛之君

櫻井 充君

本日の会議に付した案件

○委員長(竹谷とし子君) 御異議ないと認め、さ

く。〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

ことができるものと考えられます。

他方で、コーポレートガバナンス・コードにおける選任しなければならないこととされておりま

が、選任せずにその理由を説明することも許容されています。これに対しまして、会社法におきましては、二名以上の社外取締役の設置を義務付けることにつきましては、現状では社外取締役としての適格性を有する候補者が不足しており、企業にとって負担が大きいなどとして、これに反対する意見も強いところでございます。

そこで、改正法案では、上場会社等であっても、二人以上の社外取締役を選任すべきことはあると考えております。このソフトローがバランスの向上に向けた議論は今後も継続する必要がある議論等も含めまして、今後の議論の状況等を注視していきたいと考えております。

○元榮太一郎君 ソフトローであるコーポレートガバナンス・コードでの会社法でしっかりと支えしていくと、そういうような関係と理解しています。

そこで、この社外取締役なんですが、大事なことはやはり質だと思っておりまして、まあ人數論というのもありますけれども、やはり質が大事だと思っております。そこで、これは問題提起の一つなんですけれども、ある意味経営監視の専門家ということになりますから、専門認定制度といったものを今後設けるということを考えてもいいんじゃないかなというふうに思つております。

医師では、そういう医師会等で専門医や認定医といったものを、学会等でですかね、認定するよ

うな制度があつたりしますし、弁護士業界においても、例えば大阪弁護士会が分野別登録弁護士制度といつたものを導入しております。弁護士が全ての分野についてプロではないかも知れないという想定の下、例えば大阪弁護士会ですと、弁護

士登録後三年を超える実務経験、そして指定され

た分野別研修を過去三年間に二回以上受講、当該分野の事件を過去二年間に三件以上処理をしておりま

すが、選任せずにその理由を説明することも許容されています。これに対しまして、会社法におきましては、二名以上の社外取締役の設置を義務付けることにつきましては、現状では社外取締役としての適格性を有する候補者が不足しており、企

業にとって負担が大きいなどとして、これに反対する意見も強いところでございます。

そこで、改正法案では、上場会社等であっても、二人以上の社外取締役を選任すべきことはあると考えております。このソフトローがバランスの向上に向けた議論は今後も継続する必要がある議論等も含めまして、今後の議論の状況等を注視していきたいと考えております。

○元榮太一郎君 ソフトローであるコーポレートガバナンス・コードでの会社法でしっかりと支えしていくと、そういうような関係と理解しています。

そこで、この社外取締役なんですが、大事なことはやはり質だと思っておりまして、まあ人數論というのもありますけれども、やはり質が大事だと思っております。そこで、これは問題提

起の一つなんですけれども、ある意味経営監視の専門家ということになりますから、専門認定制度といったものを今後設けるということを考えてもいいんじゃないかなというふうに思つております。

医師では、そういう医師会等で専門医や認定医といったものを、学会等でですかね、認定するよ

うな制度があつたりしますし、弁護士業界においても、例えば大阪弁護士会が分野別登録弁護士制度といつたものを導入しております。弁護士が全ての分野についてプロではないかも知れないという想定の下、例えば大阪弁護士会ですと、弁護

いいのかどうかというのはなかなか分からないところがありまして、例えば、上場準備をする企業

ですと初めてそういうことを考えるということになつて、何らかのよりどころというものがやはり

経営の質を高めるのではないかなどいうふうに思つておりますので、各種専門団体とも連携しながら、こういったものの実現に向けて進めていた

だきたいというふうに思います。

そして、経営監督の質を高めることも大事である一方、会社の経営については取締役会の議論だけでは分からぬこともあります。社外取

締役が取締役会に参加して、そこで取締役会の議論を聞くだけでなかなか見抜けない部分もあつた

りすることもあります。特に経験の浅い社外取締役ですとそういう部分も少なからずあるような気がしております。

そこで、社外取締役による経営監視の実を高めるために、質問、報告権や資料提出権などを

一定程度認めるのはどうかなと思います。これ

は、業務執行取締役からすると結構つらいことで

はあるんですけども、一つの問題提起としていかがでしょうか。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。

社外取締役には、業務執行者から独立した立場で会社経営を監督する役割が期待されるとともに

に、取締役会に多様な意見を反映させる役割も期待されております。

委員御指摘のとおり、社外取締役にはその期待

される役割に照らして必要な専門性が求められると考えておりますが、どのような資質、背景を有

する社外取締役を選任するかにつきましては、基

本的に各会社においてその経営課題等を踏まえて検討されるべき事項でありまして、その求められる資質、背景は多様でございます。そのため、法

規則として横断的な専門認定制度を創設することについては難しい面があるかと思います。

もつとも、各会社において社外取締役を選任するに当たりまして、各種専門団体等におきまして専門的な研修の修了認定等がされていることを参考にするといったことは有川であると考えられます。

法務省は、取締役会に先立つて社外取締役への事前の資料提供や説明を行つたり、社外取締役が

なるかどうかを監視する義務を負つております。

このように、社外取締役による報告聴取や社外取締役に対する情報提供等、実効的な経営監督のための体制につきましては、こういった内部統制システムの構築を通じて整備されるべきものと考

えております。

実務上は、取締役会に先立つて社外取締役への事前の資料提供や説明を行つたり、社外取締役が

どの取組がされているものと承知しております。

事務省としても、引き続き、このような実務上の取組や各方面での議論等を注視して、必要な検討をしてまいりたいと願います。

更に社外取締役の質を高めるためという観点で、社外取締役の兼務について伺いたいと思いま

す。

弁護士の場合は、顧問弁護士として複数の企業を担当することで、初めての一社だけを担当して

いる場合よりも複数社、顧問が増えれば増えるほど各社に対する顧問アドバイスの確度というものが高まつてくるということを実感する弁護士も

多いと思うんですが、社外取締役もやはり場数を踏むことが大事なのかなという意味で、この複数兼務というのが実は有効なのではないかなというふうに思つております。

ある会社における社外取締役としての経験といふましても、他社の取締役としての業務執行にも大いに役立つということですけれども、例えば、社外取

締役の報酬は、一月に当たつて、取締役会、定期と、二か月に一回、決算報告のために事前の臨時取締役会に参加するこのくらいの時間の稼働と

つきましては、内部統制システムの一内容として

必要な体制を構築することが考えられます。取締役会の職務には内部統制システムの構築の基本方針を決定することが含まれております。社外取

務するというのは余り現実的ではないと思うんですけども、三社、五社ぐらいは現実的だと思いま

ますし、これも私の友人で、ある上場企業の社外

取締役を務めている友人に聞いたところ、この社外取締役専任であれば十社ぐらいは十分にできるし、むしろ十社ぐらい担当しているとかなり感性が高まってきた、取締役会での議論の中でも問題点を指摘しやすいと、迫力が出てくると、そんな話を聞くわけあります。

そこで、社外取締役の兼務に関して、何らか法令上の規律はあるでしょうか。そして、社外取締役の質を高める上で、兼務の有用性も一つの可能性として認識、検討することが有効だと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。

会社法は、複数の会社の社外取締役、社外取締役が複数の会社を兼務すること自体は禁止していません。もつとも、社外取締役は、取締役会の構成員の一員として善管な管理者の注意をもつて社外取締役としての役割、責務を果たす義務がございます。

したがいまして、社外取締役は、その役割、責務を適切に果たすために必要な時間、労力をそれぞの会社における職務に振り向ける必要がありまして、過剰な兼務をすることにより、それぞれの会社においてその役割、責務を適切に果たすことができなくなるような場合には、取締役の善管注意義務との関係で問題が生じ得るものと考えられます。そのような観点から一般論といたしましては、複数の会社の社外取締役を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであると考えられます。

他方で、複数の会社の社外取締役を兼務しても、その会社の数が合理的な範囲にとどまり、社外取締役としての役割、責務を適切に果たすためには、必要な時間、労力を各社に振り向けることができるのであれば、兼職による経験も生かし、期待される監督機能を發揮することはできるものと考えられます。また、委員会指摘のとおり、そのような合理的な範囲内での兼務が社外取締役としての経験を積むこととなり、社外取締役としての資質、能力が向上する場合もあるというふうに考

えられます。

○元榮太一郎君 一定の兼務についての有効性についても御答弁いただいたところであります。

そこで、

上場会社はその兼任状況を毎年開示すべきであると定めています。これを読んでしまって、合理的な範囲にとどめるということです。

一社が一番きれいに複数兼務するほどブラックになっていくと、こういうように読めてしまうというところがあります。

実際、上場準備中の会社の役員は、例えば、二

社外取締役をしてお

ります。

それが一番きれいに複数兼務するほどブラックになっていくと、こういうように読めてしまうとい

うことがあります。

そこで、証券会社ひいては東証から難色を示さ

れる。こんな話も聞いていますし、あと、また別

の友人は、社外取締役を専任で兼務しているんで

ます。

そこで、証券会社ひいては東証から難色を示さ

れます。

そこで、証券会社ひいては東証から難色を示さ

手する必要が生じ、常に不特定多数の株主が存在する上場会社にとっては過度な負担となる可能性があることなどから、改正法案におきましては株主総会の招集の通知を電磁的方法によつてすることを義務付けることはしていないところでござりますが、現行法の下でも、株主の個別の承諾を得れば株主総会の招集の通知を電磁的方法によつて行うことはできる規律となつております。

○元築太一郎君 今回、株主総会資料という大事なもののがデジタル化されたといったところで、デジタルデバイドに対する対応として書面交付請求権という形を残しました。株主総会の効率的な運営ということを考えていきますと、最後のラストワンマイルも原則デジタルにしつつ、ちょっとデジタルだと困るよという人に関しては書面での株主総会招集通知とかですね、そんな形で少しずつ進化させていくいただきたいなというふうに思つております。よろしくお願いいたします。

最後の質問になりますが、株式交付制度によるMアンドAにおける課税繰延べ措置についてお尋ねします。

今回の改正によつて株式交付制度というものが導入されております。これはMアンドAのときに活用されるんですけども、MアンドAの一手段として、会社が自社の株式を対価として対象会社を完全子会社ではない子会社とする株式交付制度というものです。

株式交換という制度は、一〇〇%子会社にする場合には今まで存在していたわけなんですが、部分的に株式を取得して子会社化するときには、その買収対象会社の株主に対し自社の株式を交付することで足りるという制度は今回が初めてでということであります。これはアメリカでも導入されおりまして、例えば、最近ですと二〇一九年に、今年ですね、テスラが、蓄電システムを開発、製造するマックスウェルという会社を二百四十九億円で買収したんですねが、なかなか、あの企業は赤字会社ですので、買収資金というものをキヤツシユで払うよりも、やっぱ自社株、企業

価値はすごく高いので自社株で払った方がいいと
いうことで、これ三百四十億円、全部そこの株式
交付で取得をしております。

このような形でどんどんと新しいテクノロジー
を吸収してほかの国の企業は急成長を果たしていく
中、日本でも同じような株式交付制度、M&Aと
いうものが導入されるというのはこれはすばらし
いことだと思うんですが、課税措置の点で非常に
大きなハードルがありまして、今回は課税繰延べ
措置がないので、子会社にする対象会社の株主が
親会社になる会社の株式を割り当てられた瞬間に
株式譲渡課税が発生してしまうということです
て、その株式に関してはキャッシュ化していない
のに課税がされてしまうということになりますの
で、これはなかなか、いや、この株を今度の新親
会社株式に換えようじゃないかということになります
テイプが欠けますので、そういう意味では企業
再編をしにくいというようなハードルがあるうか
と思います。

この点について、是非とも今回、課税繰延べ措
置について整備していただきたいなと思います
が、いかがでしょうか。

○政府参考人(住澤整君) お答え申し上げます。
法人がその保有する資産を他社に移転する場合
におきましては、時価で譲渡損益を計上するとい
うことが法人税法の基本的な考え方でございま
す。

しかしながら、組織再編の前後でその経済実態
に実質的な変更がない場合や強制的な株式の譲渡
である場合には、例外的に課税の繰延べなどを認
める組織再編税制というものが設けられていると
ころでございまして、その中で、株式交換につき
ましては、単なる資産の移転ではなく、特別決議
に基づき実質的に強制的な株式の譲渡が起こること
による株式の移転でございまして、株主の投資
が事実上継続していると考えられることから、課
税の繰延べが認められているものでございます。

これに対し、株式を対価とする公開買い付け
により買収に応じる場合につきましては、任意の

課税繰延への対象にはなっていないということです。そうした中で、平成二十年度の税制改正においては、大規模かつ迅速な事業再編による生産性の向上等を促す観点から、租税特別措置といったとして、産業競争力強化法に基づく認定を受けた特定の事業再編につきまして、自社株を対価とする買収について、一定の要件の下、譲渡益課税を繰り延べる措置を講じたところでございます。御指摘の御要望は、今般の会社法において株式交付制度が導入されることを契機といたしまして、株式交付を受けた株主に対する譲渡益課税の繰延措置について、産業競争力強化法に基づく認定を前提とすることなく法人税法本法において措置するという御要望でございますが、先ほど御説明した法人税法上の譲渡益課税の考え方から、慎重な対応が必要と考えております。

いずれにいたしましても、政府といたしましては、どのような対応が可能か、今後適切に検討してまいりたいと存じます。

○元榮太一郎君 ありがとうございました。

ストックオプションについても、税制適格については、行使が任意にもかかわらず課税繰延措置がされておりますので、やはり思い一つで変えていただけるところだと思いますので、その点も含めて勉強をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○櫻井充君 おはようございます。

今日は、大臣所信について質問する時間が十分なかったので、今更ですが、大臣所信について少しだけ質問させていただきたいと思います。

法務省の中で児童虐待のプロジェクトチームが立ち上がりました。立ち上がったことについて香川定はいたしませんが、決して賛成できるものではないと思っています。それはなぜかといふと、ここでいろんな対策をつくったといって、法務省として、現場で一体どこがこういったことを実現することになるんでしょうか。

○政府参考人(西山卓爾君) 委員に御指摘いただきましたプロジェクトチームでございますけれども、現在厚労省を中心としてまとめられております関係閣僚会議におきまして、抜本的強化についてというものがござります。その中に、法務省も名宛て人となつてございまして、例えば人権局であるとか、あるいは少年鑑別所であるとか、いろんな法務省の関係機関も児童虐待に関するいろいろな取組を行うということでございますので、その点を更に進めるということと、あわせて、改めてこの取組の状況について検証を行つて、更に何かできることがないかということを今検討しているところでございます。

○櫻井充君 ちょっともう一回簡潔に答弁していただきたいんですけど、どこの分野はそうすると法務省が担うということになるんでしょう。立たるところは厚生労働省ですね。厚生労働省でこれ対策が取りまとめられています。ですから、その中でどの分野は法務省がやるんだということになるとです。

○政府参考人(西山卓爾君) まず、人権擁護機関におきましては、全国の小中学生に配布しているSOSミニレター等を通じまして、児童虐待の早期発見、早期対応に努めるというところは現在も取り組んでございます。

それから、先ほど申し上げました少年鑑別所におきましては、地域の子供やその保護者からの相談に応じることによって、児童虐待の未然防止、早期発見に努めるというような取組をしております。

○櫻井充君 未然に防止するという、その早期の発見については、これ厚生労働省もやっているんじゃないですか。

○政府参考人(西山卓爾君) その点は委員御指摘のとおりございますけれども、児童虐待を未然に防止するためにはらゆる端緒をつかむ必要があるという意味では、一つ端緒として人権擁護機関もありまし、少年鑑別所もあるのではないかと、その取組をしつかりやつていこうというこ

とでござります。

○櫻井充君 そうすると、これまでの人権擁護機関の実績を教えていただけますか。

○政府参考人(西山卓爾君) 委員の御質問が児童虐待に関するとしてございましたら、データは持ち合わせてございません。児童虐待のみを取り出した形でのデータは持ち合わせてございません。

ただ、先ほど御紹介しました子供たちからのミ

ニレターなどの人権相談件数ということでおいまして、平成三十年度で一万四千四百十、これがミニレターを端緒とする相談であると、こういつたデータはござります。

○櫻井充君 要するに、そうすると、実績はないからこれから新しく取組をするという話になるんですけど、ではございませんで、今、データとして児童虐待のみについては持ち合わせていないということではございます。

○櫻井充君 分かりました。

大事な問題なので、法務省として、我々は法務省として取り組んでいただくことを否定するわけではありませんが、私はむしろ、例えば養育費の問題であるとか社会交流であるとか、子供の権利を保護していくというのは、これ本当は法務省を中心になってやらなきやいけない問題だと思っているんですよ。

ところが、これ厚生労働省も、結局は社会福祉の観点から貧困家庭の問題があつて、厚生労働省が取り組むことになつています。厚生労働省と話をした際に、この一人親家庭の貧困問題を解決してもらえると、大分厚生労働省として仕事が、ほのかのところをきちんとやれるようになるので楽になつていいくんですけどねという話をされているわけですよ。

そうすると、本来法務省がやるべきことは、こ

離婚した後の子供たちの権利をきちんと維持する

ことが、まず法務省として子供に対して僕はやるべき一番の仕事じゃないかと思いますが、この点についていかがですか。

○政府参考人(小出邦夫君) 委員御指摘のとおり、養育費の支払を確保する、これは子供の利益を保護するために非常に重要なことであると考えております。

これまでも、古川町村の窓口で、そういうた養

育費の支払の重要性について説明したパンフレット、これは離婚届書と併せて交付してもらうよう前に配付してきたところですが、こういった取組も継続したり、さきの民事執行法の改正におきまして養育費の支払確保に資する内容の法改正を行つしましたので、その施行準備、周知を行つてしまりたいと考えます。また、離婚届書、厚生労働省との連携を図りつつ、公的機関による立派払を取る制度を取つて、調査研究を実施することを検討しております。

また、養育費の問題を含めまして、父母の離婚後の子供の養育の在り方については、どういった制度が子の利益に最もかなうかという観点から検討を進めることが重要であると考えております。月、第一回目の研究会を開催したところですが、養育費の支払率を向上させるため、例えます。未成年者の父母につきまして、協議離婚の要件を見直して養育費や社会交流についてのガイドラインを受講したり、また、養育計画を策定しなければ離婚することができないこととするとの当否などについても議論される予定と承知しております。

法務省におきましても、こういった子供の利益を保護するための取組、引き続き積極的に進めます。

○櫻井充君 満みませんが、これらのことについて法的拘束力はあるんですか。

○政府参考人(小出邦夫君) 先ほど申し上げまし

確保に資するため、例えば、債務者の勤務先の情報あるいは給料の支払先、勤務先あるいは給料の差押えに有用な情報を得る、これは、執

行法の改正で法的根拠がございます。

先ほど申し上げました家族法制研究会での議論

というのは、これはまだ始まつたばかりでございませんけれども、どういった制度が子供の利益に最

も資するものかという観点からしっかりと検討していきたいというふうに考えております。

○櫻井充君 これ、歐米では離婚するときにたしか養育費とかそれから面会交流については法的義務付けられているんじゃないのかと思ひます

し、子どもの権利条約上もこういうことをきちんとやるべきだというふうになつていなんじやないかと。違つていればそこはそれで教えていただきたいと思いますが、これは私の認識が違つているのでしょうか。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。

委員御指摘のとおり、諸外国、いろんな法制度

によって養育費の支払が行われない場合には、公的機関が代わつて取り立てたり、あるいは「座から大引きしたりとか運転免許証の発行を差し止めたりとか、そういういろいろな方策

によつて養育費の支払を確保している事例がある

というふうに聞いております。

○櫻井充君 いや、私はそんなこと聞いていないんですよ。世界の国はもう既にそんなつているんじゃないですかということを申し上げているんで

す。

○政府参考人(小出邦夫君) いろんな法制度ございまして、そういう点についても今後また調査しまして、そういう点についても、そういうけれども、そういう点が法的に義務付けられている国もあるというふうに承知しております。

○櫻井充君 済みませんが、今頃調査するってどういうことですか。今頃になつて調査するってどういうことですか。これ、国家公務員法でいうと解説に当たりますよ。これだけ離婚する家族が増え、そして、一人親家庭が増えてきている中で、

そういうふうに考えております。

○櫻井充君 繰り返しですけれど、ここは明確に

しておいていただきたいんですよ。要するに、子どもの権利条約で、その子供の権利が守られる

ようにするために、ほかの国では法的拘束力を持たせているんじやないですか。違いますか。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。

養育費の支払義務自体は日本の法制度でももちろん認められているわけでござりますけれども、そ

ういった諸外国におきましては、そういうた養育費の支払を実効性あるものにするため、養育費の支払を確保するために様々な方策が取られている

というふうに理解しております。

○櫻井充君 済みませんが、もう一度繰り返します。

ちよつと単純に答えてもらわないとよく分からな

いんですよ。

子供の権利が守られるようには整備はされてい

るし、法的拘束力は担保されているんじゃないですか。要するに、そういうことをきちんとやらないといけないんじゃないと思つてるのでお伺いしているんです。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。

先ほども少し申し上げましたけれども、協議離

婚に際しまして養育費の取決めを行うこととか面

会交流について合意すること、これを法的に義務

付けて協議離婚の要件にするかどうかといったこ

とにについても、研究会の検討課題となるというふうに考へております。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。

○櫻井充君 いや、私はそんなこと聞いていない

んですよ。世界の国はもう既にそんなつているんじゃないですかということを申し上げているんで

す。

○政府参考人(小出邦夫君) いろんな法制度ございまして、そういう点についても今後また調査しまして、そういう点についても、そういうけれども、そういう点が法的に義務付けられている国もあるというふうに承知しております。

○櫻井充君 済みませんが、今頃調査するってどういうことですか。今頃になつて調査するってど

ういうことですか。これ、国家公務員法でいうと解説に当たりますよ。これだけ離婚する家族が増え、そして、一人親家庭が増えてきている中で、

そういうふうに考えております。

○櫻井充君 繰り返しですけれど、ここは明確に

しておいていただきたいんですよ。要するに、子ど

もの権利条約で、その子供の権利が守られる

ようにするために、ほかの国では法的拘束力を持

たせているんじやないですか。違いますか。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたしました。

○国務大臣(森まさこ君) 櫻井委員の御指摘のとおりでございまして、私も離婚後の養育費の支払

とか、沢尻エリカさんが覚醒剤使ったとか、そのときにいろんな報道がされているんですが、僕は心療内科医として、あの分析値、結構間違っているんじゃないかなと思っているときがあるんですよ。

そういう意味で、今の犯罪心理学について、法務省としてどういう取組がなされているんでしょか。

○政府参考人(西山卓爾君) 犯罪心理学についての取組というと、なかなか、答弁がずれるかも」れませんけれども、犯罪心理に関連して調査研究といったしまして、法務総合研究所におきまして、過去には非行少年やその保護者等に対する意識調査を実施して、平成二十六年に「非行少年と保護者に関する研究」という研究部報告を行いましたし、あるいは同様のもので、「青少年の立ち直り(デンスタンス)に関する研究等を発行したというよう

なことがございます。

また、非行少年がどのような生活意識や価値観を持っていますかを把握するために、数年に一回、意識調査を実施しているところでございまして、その結果は犯罪白書等で発表しております。

今後ですけれども、「非行や犯罪のリスク要因や立ち直りに必要なニーズ等を明らかにすることを目的としまして、非行少年に加えて成人の犯罪者も対象といたしまして、非行や犯罪に至った要因〇櫻井充君 今、僕は不登校と引きこもりと摂食障害の患者さんの治療に当たっていますが、基本的に言ふと、考え方方はみんな一緒です。

一つは否定的であること。それで、否定的な張りであるということ。それから、白黒を決着付けるが、それから非常に眞面目であると。これはもう五つ共通しているんですよ。この五つがあるから全員病気になるわけではあ

りません。来たたちはみんな共通して同じであります。つまり、そういう心理的な構造をちゃんと分析しないと、間違ったその後の処置になってしまいます。

これは、今回のあの宇都宮の事件も、それから、たしか秋葉の事件は、青森県の学生さん、背

かなかうまくいかないんだと思うんですよ。

森県の人間だったと思思いますけれども、ああいう

人たちは何かというと、子供の頃はみんなうま

くいっていたんですけど、あるときから挫折を感じるんです。挫折感じた人がみんな犯罪を犯すかと

いうと決してそうではなくて、どういう人たちが

そういうなつてくるかというと、もうすぐく見えを張

るようなタイプの人たち、それからもう一つは、

否定的な自分で自分に自信が持てない人たどか、

大体限られてくるんですよ。

そうすると、今私がやっているのは、ちゃんと

この子たちに自信を持たせるためにどうしていつ

たりいのかとか、そういう目標を持つて治療し

効果は上がつてきているんです。

そういう意味合いでいうと、きちんとした分析

を行わないと、その再犯防止ということにはつな

がらないんですよ。ですから、元ほどあつたよ

な外形的なことということはよく調査されている

んです。例えば離婚してしまったとかなんとかで

すとか、そういうような外形的な問題じゃないん

ですよ。外形的な問題じゃないというのは、そ

うが悪くて、またそこで、何というか、すねてとい

うか、ぐれで犯罪を犯してくるということも出て

くるので、是非家族全体できちんととしたカウンセ

リングを行うような体制もつくっていただきたい

と、そのことをお願い申し上げまして、質問を終

ります。

ありがとうございました。

○真山勇一君 立憲・国民・新緑風会・社民の真

山勇一です。よろしくお願ひします。

森大臣、前回の委員会でいろいろ反社会的勢力

について、犯罪対策閣僚会議開催申合せ、平成十

九年、これ二〇〇七年になるんですね、もう二

〇〇七年ですよ、こういうのが出ていますよね。

こういうのが出ている、法務省、使っているじや

りませんが、もう随分昔からね。当然決まつてい

ります。今日、もう一回、申し訳ありませんが、そ

が、改めてその辺りをお聞かせ願いたいというふ

うに思つております。

まず、この問題から伺いたいんですけれども、

もう本当に質問にすぐ入りますが、前回、私、一

般論として公的なところに反社会的勢力が出席す

るということについてどう思われますかといふ

ことについてお伺いしますけれども、法務省とし

ての御経験に基づく御指摘、本当にもつともで

あると思います。私も刑事政策が選択科目でござ

いましたが、やはり外形だけでなく、内面をしっかりと分析をして、そしてそれを対策に生かしていく

くというお考え、大変貴重に伺いました。

犯罪や非行をした者を改善更生、社会復帰をさ

せるための指導を効果的に行うために、犯罪や非

行の内容はもとより、対象者一人一人の性格や家

庭環境等、今御指摘のような様々な内面等の特性

を適切に分析、把握した上で、その者にとって適

切な指導等を選択し、それを重犯防止につなげて

いくという取組、今後もそれを実現していくため

に再犯防止推進計画等に基づいてしっかりと政策

の立案、実施に専念してまいりたいと思います。

○櫻井充君 ありがとうございます。

最後に、もう一つお願ひがあります。今診療し

ている中で、僕は家族療法を取り入れているんで

すが、本人だけを診療しても決して良くなるわけ

ではありません。ですから、非行を犯した子供た

ちに対して、この子だけカウンセリングをやって

も、家庭の中に戻つていつてしまうと、家族関係

が悪くて、またそこで、何というか、すねてとい

うか、ぐれで犯罪を犯してくるということも出て

くるので、是非家族全体できちんととしたカウンセ

リングを行うような体制もつくっていただきたい

と、そのことをお願い申し上げまして、質問を終

ります。

そこで、法務省、今日いらっしゃっている刑事

局長にまずお伺いしたいんですけど、法務省

ホームページ見たら、手元にお配りしているよう

な資料が出ています、ちゃんと。表題が、企業が

反社会的勢力による被害を防止するための指針に

ついて、犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ、平成十

九年、これ二〇〇七年になるんですね、もう二

〇〇七年ですよ、こういうのが出ていますよね。

こういうのが出ている、法務省、使っているじや

りませんが、もう随分昔からね。当然決まつてい

ります。今日、もう一回、申し訳ありませんが、そ

が、改めてその辺りをお聞かせ願いたいというふ

うに思つております。

まず、この問題から伺いたいんですけれども、

もう本当に質問にすぐ入りますが、前回、私、一

般論として公的なところに反社会的勢力が出席す

るということについてどう思われますかといふ

ことについてお伺いしますけれども、法務省とし

ての御経験に基づく御指摘、本当にもつともで

あると思います。私も刑事政策が選択科目でござ

ります。

その言葉については様々な文脈で用いられている

と思いますので、一般論としてもお答えすること

はなかなか困難でございます」という答弁だったん

です。

普通、一般論ということでお伺いすれば、その

法的な問題とか事実に基づいてはっきりとした答

弁をいただけると思つたんですが、一般論として

も困難だということなので、いやいや、反社会的

勢力という言葉は法務省の中でもうさんざん使わ

れているじゃないかというふうに言いまして、そ

れでは暴力団は反社会的勢力なんですかと伺つた

ら、これについても、暴力団については犯罪対策

閣僚会議等で反社会的勢力というふうに使われて

おると思います、使われていますじやないんです

よね、使われていると思いますという非常に曖昧

な言い方ですね。法務大臣がやつぱりこうした犯

罪対策閣僚会議の牛身について本当に正確に把握

されているのかなというちょっと不安を感じまし

た。

そこで、法務省、今日いらっしゃっている刑事

局長にまずお伺いしたいんですけど、法務省

ホームページ見たら、手元にお配りしているよう

な資料が出ています、ちゃんと。表題が、企業が

反社会的勢力による被害を防止するための指針に

ついて、犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ、平成十

九年、これ二〇〇七年になるんですね、もう二

〇〇七年ですよ、こういうのが出ていますよね。

こういうのが出ている、法務省、使っているじや

りませんが、もう随分昔からね。当然決まつてい

ります。今日、もう一回、申し訳ありませんが、そ

が、改めてその辺りをお聞かせ願いたいというふ

うに思つております。

まず、この問題から伺いたいんですけれども、

もう本当に質問にすぐ入りますが、前回、私、一

般論として公的なところに反社会的勢力が出席す

るということについてどう思われますかといふ

ことについてお伺いしますけれども、法務省とし

ての御経験に基づく御指摘、本当にもつともで

あると思います。私も刑事政策が選択科目でござ

ります。

をされない、あるいはされる。されないとと思うんですが、そういうことでよろしいか、確認をさせていただきたいと思います。

○政府参考人(小山太士君) まず私の方からは、この犯罪対策閣僚会議の点についてお答えをいたします。

平成十九年に犯罪対策閣僚会議が取りまとめました企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針におきましては、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力、この閣僚会議の指針においてはこのように表現されているところでござります。

○真山勇一君 二つお伺いしたんですが、最後の一つのお答えをお願いします。

○政府参考人(西山卓爾君) 法の執行に関するお尋ねがありましたが、法律上、反社会的勢力といふ言葉を要件としている法律は、条文上ございませんので、そこは定かではないんですけども、もちろん暴力団等、いろいろ反社会で典型的に言われるものに対する対策というのはしっかりとやっているところでございます。

それから最後に、政府の行事に参加させるべきかどうかというお尋ねがございましたけれども、あくまで一般論ではございませんけれども、この御指摘がありました暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人とされております反社会的勢力については、本来、政府行事に参加させるべきではないものというふうに考えております。

○真山勇一君 今、反社会的勢力については、定かでないとおっしゃったんですね。定かでないってどういうことですか。

○政府参考人(西山卓爾君) 御指摘の点でござりますけれども、私が申し上げているのは、その反社会的勢力というものの自体が曖昧であるということを

おきましては、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人と表現されています。これをその後変更等したという事実はございません。

○真山勇一君 二つお伺いしたんですが、最後の一つのお答えをお願いします。

○政府参考人(西山卓爾君) 法の執行に関するお尋ねがありましたが、法律上、反社会的勢力といふ言葉を要件としている法律は、条文上ございませんので、そこは定かではないんですけども、もちろん暴力団等、いろいろ反社会で典型的に言われるものに対する対策というのはしっかりとやっているところでございます。

それから最後に、政府の行事に参加させるべきかどうかというお尋ねがございましたけれども、あくまで一般論ではございませんけれども、この御指摘がありました暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人とされております反社会的勢力については、本来、政府行事に参加させるべきではないものというふうに考えております。

○真山勇一君 今、反社会的勢力については、定かでないとおっしゃったんですね。定かでないってどういうことですか。

○政府参考人(西山卓爾君) 御指摘の点でござりますけれども、先ほど指摘された指針においては反社会的勢力について今言及したような説明はございませんけれども、これを全体、一般に使えるかどうかという面において、全てにおいて反社会的

勢力というのはこの指針に基づくものであるといふような定義付けにはなっていらないということを申し上げているところでございます。

○真山勇一君 法律には基づいていなくて、この指針だということですね。今のやっぱりちょっと納得できません。

そうすると、反社会的勢力というのは、この指針以外にはないんですね。

○政府参考人(西山卓爾君) 反社会的勢力につきましては、民間も含めて、いろんなところで使われていると承知しております。

○真山勇一君 法律に基づいて指針出していると義付けているか、あるいは反社会的勢力をどういう要件で認めようとしているのかについて、網羅的にこちらとしても把握していることではございませんので、ちょっとお答えは困難かと存じます。

○真山勇一君 いや、でも、一般論としてまで、法務省がですよ、法律を執行しているところで、全く決まっていないようなものを、じゃ、こういふところで、指針という言葉で使っているわけですね。

そうしたら、当然、この法務省のホームページの下に書いてある、二枚目にお配りしている

○真山勇一君 法の執行として今まで、その指針そのものの一番下の注に、反社会的勢力というところに星印が付いて下に書いてある

○真山勇一君 いや、でも、一般論としてまで、法務省がですよ、法律を執行しているところで、全く決まっていないようなものを、じゃ、こういふところで、指針という言葉で使っているわけですね。

そうしたら、当然、この法務省のホームページの下に書いてある、二枚目にお配りしてい

○真山勇一君 いや、でも、一般論としてまで、法務省がですよ、法律を執行しているところで、全く決まっていないようなものを、じゃ、こういふところで、指針という言葉で使っているわけですね。

そうしたら、当然、この法務省のホームページの下に書いてある、二枚目にお配りしてい

○真山勇一君 いや、でも、一般論としてまで、法務省がですよ、法律を執行しているところで、全く決まっていないようなものを、じゃ、こういふところで、指針という言葉で使っているわけですね。

そうしたら、当然、この法務省のホームページの下に書いてある、二枚目にお配りしてい

○真山勇一君 いや、でも、一般論としてまで、法務省がですよ、法律を執行しているところで、全く決まっていないようなものを、じゃ、こういふところで、指針という言葉で使っているわけですね。

そうしたら、当然、この法務省のホームページの下に書いてある、二枚目にお配りしてい

○真山勇一君 いや、でも、一般論としてまで、法務省がですよ、法律を執行しているところで、全く決まっていないようなものを、じゃ、こういふところで、指針という言葉で使っているわけですね。

○真山勇一君 いや、でも、一般論としてまで、法務省がですよ、法律を執行しているところで、全く決まっていないようなものを、じゃ、こういふところで、指針という言葉で使っているわけですね。

○真山勇一君 いや、でも、一般論としてまで、法務省がですよ、法律を執行しているところで、全く決まっていないようなものを、じゃ、こういふところで、指針という言葉で使っているわけですね。

社会的勢力による被害を防止するための指針の内容として反社会的勢力について説明をしている

ことでございまして、この指針を離れて一般に反社会的勢力という言葉を考えた場合に、そ

ういうことは、論者あるいは説明するときの文脈に応じて異なり得るものと考えております。

○真山勇一君 法律に基いて指針出していると想定できんですね。

その個々において反社会的勢力をどのように定めていると承知しております。

○真山勇一君 法律に基いて指針出していると想定できんですね。

その個々において反社会的勢力をどのように定めていると想定できんですね。

その個々において反社会的勢力をどのように定めていると想定できんですね。

されている場合ではないと、そういうものではないということを御説明しなだけであって、真山委員の御質問のその根底にある趣旨は理解しているつもりでございます。

○真山勇一君 御説明いたしましたと、この犯罪対策閣僚会議の指針だということですね。今のやっぱりちょっと納得できません。

そうすると、反社会的勢力というのは、この指針以外にはないんですね。

○真山勇一君 法律には基づいていなくて、この指針だということですね。今のやっぱりちょっと納得できません。

その個々において反社会的勢力をどのように定めていると想定できんですね。

その個々において反社会的勢力をどのように定めていると想定できんですね。

所に草堂など出てくるということは、それは容認できまいだらう。昨日の安倍総理も本会議でそうおっしゃいましたよね。反社会的勢力が公的な場所に出ることは容認できないという言い方をしていましたよね。やっぱり、そういうことをはつきり法務省としては決めていただきたいというふうに思います。こういう曖昧なことでやっていく。ただ、大臣は、その中の暴力団については、明確にこれは反社会的勢力ですと。これも、勢力ですと言つていなんですね、実を言うと。暴力団などの反社会的勢力を社会生活の国民のその暮らしの中から排除をすべきだと思いますという、やつぱり非常に曖昧な言い方に終始しているということに、やっぱり今の答弁が表れているんじやないかななどいうふうに思います。

たとおりでござりますけれども、犯罪対策閣僚会議に言うところの暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力が公的な場に入ることは容認できないというふうにお答えを申し上げます。

勢力というものをそういうふうに規定するということは大事なことだというふうに思います。本当に今懸念があるわけですよ、世論の中にほんじやないかという、そういう懸念、不安、そんなの広がっている、そんな罪闇気を私は感じます。現場で法の執行に携わっている方、司法の方とか検察の方、本当に一生懸命義務を果たそうとしているんですけれども、責任者がやっぱり国民の不安を膨らますような、そういうふうなことをおっしゃると、やはりそれはとんでもないことだというふうに思っています。やっぱり司法の誇りというのを持つて任務に当たつていただきたいということを申し上げたいというふうに思いました。

会社法について、これはちょっと確認だけをさせていただきたいんですけども、今回の政府提出の原案、法務省の基本的な考え方について、私は、一部誤ったメッセージを与えたんじゃないかな

という、そんな感じも受けています。株主総会、この中で様々な立場の株主から多様な意見や提案が出されて、しかも透明性が高く公平な議論がされることがやはり株主総会の一つの形として望ましい、そういうために会社法というのがあるのではないかというふうに考えてるんですが、この辺は今回の会社法で大臣は、どうですか、守られたというふうに思つていらっしゃい

○国務大臣（森まさこ君）　真山委員御指摘のとおり、コーポレートガバナンス、つまり企業統治において、会員の意見についても専門的な見解ばかり

おいて会社の経営において多角的な視点からの多様な意見を取り入れることは重要でございます

ので、株主提案権の制度も、経営者と株主との間、又は株主相互間のコミュニケーションを図り、株式会社をより開かれたものとする目的で導入されたものでございますので、経営の透明性、公平性、効率性の向上のために企業が多様な意見を取り入れる手段の一つであり、大変重要であるものであるというふうに考えております。この点、改正法案には一人の株主が提案することができる議案の数を制限する措置等も含まれておりますが、これは、株主総会における審議時間等が特定の株主からの提案のみに割かれないとし、他の株主からの提案にも十分な審議時間を確保するなど、株主総会における審議の充実を図ること等を目的とするものでありますので、むしろ実質的には先ほどの委員の御趣旨に資するものであると考えております。

○真山勇一君 先ほどの反社会的勢力による被害を防止するための指針というのをもう一回ちよつと見てください。一番下のところに総会屋というのが入っていますよね。ですから、やっぱり株主提案権というのは、総会がこの会議室によつて秩序が乱されてしまうということがいけないと。ですから、そういう点から例えば株主提案権といふものを守るということは必要。つまり、株主提案権を排除することじやなくて、守るということが私は大事だと思うんですね。

だから、この今回の会社法の中にも、やっぱり反社会的勢力、その一つの日安である総会屋といふのがちゃんとここに入っていますね。やっぱりこういうのもから企業の株主総会というのを守つていくといふことが大事じゃないか、それが今回の会社法の改正のやっぱり大きな意味にもあるんじゃないかなと思います。

それから私、あともう一つ懸念があるのは、今回のその株主の資料がデジタル化ということです。大きな世の中の流れ、国際的な中で、やっぱり紙からデジタル化していくといふことは必要だと思いますが、やっぱり気になるのは、一連

のいろんな、森友から始まりますけれども、樺を見る会にしても、デジタル化してデ・タ化すると突然消えてなくなつちゃつたとか、復元できないとか、そういうことが世の中でまかり通ってしまふと、デジタル化が本当に果たしていいんだどうかと。やつぱり最終的には文字で文書に残さないと、まあその文書だってシヨレッダ一掛けられちやうから分かりませんけれども、そういうことがやつぱり起つて来る。それから、もちろんデジタル時代に付いていけない方もいらっしゃる。そういう人を置き去りにすることがいいのかどうか

うにし、他の株主からの提案にも十分な審議時間と等を目的とするものでありますので、むしろ実質的には先ほどの委員の御趣旨に資するものであると考えております。

○真山勇一君 先ほどの反社会的勢力による被害を防止するための指針というのをもう一回ちょっと見てください。一番下のところに総会屋といいうのが人つでいますよね。ですから、やっぱり株主提案権といいうのは、総会がこの総会屋によつて秩序が乱されてしまうということが多いわけですから、そういう点から例えば株主提案権といいうものを守るということは必要。つまり、株主提案権を排除することじやなくて、守るということが私は大事だと思うんですね。

だから、この今回の会社法の中にも、やっぱり反社会的勢力、その一つの目安である総会屋というのがちゃんとここに入っていますね。やっぱり

こういうのもから企業の株主総会というのを守つていいかということが大事じやないか、それが今回の会社法の改正のやっぱり大きな意味にもあるんじゃないかというふうに思つております。

それから、私、あともう一つ懸念があるのは、今回のその株主の資料がデジタル化ということ

で、これ、私はある部分では評価できると思うま
す。大きな世の中の流れ、国際的な中で、やっぱ
り紙からデジタル化していくことは必要
だと思うんですが、やっぱり気になるのは、一連

という感じがするんですけれども。私は、ですか
ら前回、これはカジノ銀行という新しいものじゃ
ないかというふうな感想を申し上げたんですけれ
ども、これ資金、カジノの中でお金貸すなんて、
ちょっと、とても危険なことじゃないかなと、普
通、常識的に思いますよね。

その貸付けができるということなんですが、貸
し付けられる、ですか。それで、そうすると、貸
付けの場合は金額の上限なんかはあるんですか。
それから、貸し付ける場合は、普通は無条件に貸
かるとか、そういう基本的な考え方方というの
はあります。

○政府参考人(堀誠司君) I.R整備法におきまし
ては、このカジノ事業者による顧客への金銭の貸
付けに当たりましては、まず貸金業法に定める指
定信用情報機関の信用情報を使用するということ
が義務付けられております。その上で、事業者に
おいては、顧客の収入又は収益その他の資力、信
用、借り入れの状況、返済計画その他の返済能力に
関する事項を調査し、その結果に基づいて顧客一
人一人につき貸付限度額を定めるということが義
務付けられております。

このような返済能力の調査の実施方法、あるいは
は貸付限度額の設定につきましては、カジノ事業
免許の申請時などにカジノ事業者が作成する業務
方法書の審査を通じて、カジノ事業を適正に遂行
するために十分なのか否かをカジノ管理委員会
が判断することとなつております。

さらに、カジノ事業者は、貸付業務の内容につ
いて記録をし、またカジノ管理委員会に報告書を
提出しなければならないということとなつております。
これを受けまして、カジノ管理委員会は、
カジノ事業の健全な運営が確保されていいるか否か
につきまして監督をすることになつております。
このような規制を通じまして、カジノ事業者に
より貸付業務について適正に行われるということ
が確保されることとなつておるというのが法律の
規定でございます。

○真山勇一君 そうすると、ちょっとと素朴な質
問、疑問なんですが、カジノへ行くお客さん、何
かあそこにカジノができるんで、ちょっと面白そ
うだから行ってみようかといって出かけますよ
ね。それで、カジノやつてみたら、とにかくその
とき持ってきた金は、まあ全部ちょっとすっ
ちやつたと。いや、もうちょっと遊びたいな、物
足りないなという場合、じゃ、あそこに窓口があ
るから、カジノの中に、お金貸してくれるらしい
と言わっているから、じゃ行ってちょっと借りよ
うかといつて行きますね。そこで、貸してください
い。はい、お幾らお貸ししましようか。まあ、
ちょっとと負け込んだから五百萬貸してください
さいよと言つた場合、その五百萬というのはすぐ
そこで借りられるのかどうか。多分、今のお話だ
と、ちょっとそこですくはい、五百萬どうぞと
いうわけにはいかないのかな。

今、信用情報を使うというふうにおっしゃいま
したよね。そうすると、変な言い方しますけど、
カジノにとって一見さんだと駄目で、カジノの中
にそういう借りられるような口座、あるいは信用
情報をあらかじめ、自分の個人情報ですね、信
用情報。今おっしゃいましたよ、収入はどのぐ
らいあるか、どのくらい借り入れられるか、借入
者がどのくらいあるか、これは普通に言つたら個
人情報ですね。それを向こうへ預けないと借り
られない。

今、私がざつと言いましたけど、そういう疑問
点、そういうことでいいんですか。

○政府参考人(堀誠司君) 日本人に対する貸付け
でござりますが、これにつきましては、先日も御
上の金銭をカジノ事業者に預託できる資力を有す
る者に限定していると、この預託金がなければ貸
付けは行われないということになつてございま
す。

また、そもそも、それのみならず、繰り返しに
なりますが、信用情報を使ってその貸付けという
ものが、何と申しますか、貸付限度額などを先ほ
ど申し上げましたような義務付けに基づいて事業
者がきちっと設定をし、貸付けを行っていくと、
それについての実施方法なり調査方法なりが適正
なものかどうかというものは、カジノ管理委員会
の方で監督していくということございます。

○真山勇一君 カジノの中でお金って、番ゼンシ
ティアな問題ですね、やっぱりね。お金が動く
く、それもバチンコとか公営ギャンブルなんかと
は違うような、場合によつちや莫大なお金が動く
わけですよ、膨大なお金が。場合によつちや賭博
社倒産とか、そういう例もあるわけですね。
それを何かこういう規制する法律もなくて、整
備法で決まっていますから、カジノ管理委員会が
決めますから、何にも決まっていない。これ、私
ちょっとと疑問に思うんですけど、財務省とか金融
庁つて、こういう金融問題についてどういう考え方
で、方していいのかなつて今ちょっと疑問を……
○委員長(竹谷とし子君) 真山勇一君、お時間が
過ぎております。

○真山勇一君 はい。

疑問を感じましたけど、これ、本当にこんな状
態でカジノをスタートしたら無法状態ですよ。お
客のためのカジノじやなくて、カジノ業者のため
のカジノを日本につくるということになります。
時間がないからここでやめます。本当にこんな危
ないものを日本につくつていよいとは思ひません。
終わります。ありがとうございました。

○矢倉克夫君 公明党の矢倉克夫です。
今日は会社法の法案審査でありますので、私は
会社法についてお伺いをいたしたいということにな
ります。

まず、大臣にお伺いをいたします。

○國務大臣(森まさこ君) 欠場委員にお答えをいた
します。

上場会社等に社外取締役を置くことを義務付
けあります。この改正法案でございますが、コープレート
ガバナンスを実質的に向上させるのに必要な基盤
を整備をするのに意義があると考えております。
海外の評価を向上させるための義務化、しか
し、委員が御指摘のように、それだけでもよいの

だと、そういう誤解がないように、委員御指摘のとおり、その実効性を高めるために必要な知識と経験を備えた者を選任すること、また、それらの社外取締役の機能が發揮しやすい環境を整備することなどの運用面の取組が重要でございます。

そのような運用面の取組、特に候補者の確保等については、関係団体において取組等が進められることを期待しておりますが、コーポレートガバナンスの向上に向けた議論はこれで終わりということではなく、今後も続けていくものと、そして継続する必要があるものと考えております。

ソフトローに関する議論等も含め、コーポレートガバナンスの強化のための取組を行っている関係省庁と連携して、今後の議論の状況を注視してまいりたいと思います。

○矢倉克夫君 是非、他者との連携の中についても、会社法を所管する省庁として、引き続きリーダーシップを発揮していただきたいと思います。続ざまして、闇黙してではありますけど、少し実務的な話を当局の方にお伺いしたいと思います。

今回、法制審の議論などを見ておりますと、仮

に事故等によって社外取締役が欠けるようになつたとしても、その状態で行つた取締役会決議が無効になるのではないかというふうに考えておりますが、この理解によるらしいか、まず確認をしたいと思います。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。

上場会社等において、事故等によつて社外取締役が欠けることとなつた場合であつても、社外取締役を選任するための候補者の擁立等の手続を遅滞なく進めた結果、合理的な期間内に社外取締役が選任されたときは、その間にされた取締役会の決議を含めて取締役会決議は無効にならないものと考えられます。

これに対しまして、上場会社等が社外取締役を選任するための候補者の擁立等の手続を適切に行わざ、遅滞なく社外取締役を選任すべき義務を怠つたと評価される場合には、その後に行われた

取締役会決議は無効となると考えられるところでございます。

○矢倉克夫君 選任なく社外取締役を選任することをこれを飯に怠つた場合は無効となり得るということでありました。

社外取締役を欠くことによって、社内取締役に対する適切な監督、牽制が利かなくなつたということと可能性は否定できないいたしましても、ある意味それは当不当の問題でありまして、定足数を欠いた場合などはレベルが違うという御意見もあります。取締役会が適切であったかということと適法であつたか、これについては差があるわけではありませんが、それでも決議を無効とされる趣旨を改めて法務省からお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。

委員御指摘のとおり、社外取締役は取締役会の一構成員でございまして、社外取締役を欠いた場合につきましては、取締役会決議に関する定足数を欠いた場合のように、直ちに取締役会決議が無効となるものではないと考えられます。

他方で、上場会社等につきましては、株主による経営の監督が期待し難く、経営が独善に陥り、又は経営陣が保身に走るおそれがあることから、経営陣から独立した立場で経営を監督することにより、このような弊害が生ずることを予防するメカニズムとして社外取締役の設置を義務付ける必要があると考えております。

また、上場会社等につきましては、社外取締役の設置を法律で義務付けることによって、上場会社等については社外取締役による監督が保証されているというメッセージを内外に発信し、資本市場の信頼性を高めるという意義があるものと考えています。

このように、社外取締役にはそれ以外の取締役とは異なる役割が期待されていることからすれば、改正法案において社外取締役の選任を義務付けているところでございます。

けた趣旨に反して、社外取締役が選任されなければ、長期間にわたつて社外取締役による監督がない状況の下で行われた取締役会決議は無効になります。取り得るというふうに考えているところでございました。

○矢倉克夫君 行為規範を置いた以上は、いつまでもない限りいいことではない、趣旨を没却するようなこともないという趣旨とも今お伺いしました。

であるからこそ、会社が有能な社外取締役を選任する環境整備というのも私が必要であるというふうに思ひますし、元老委員からも先ほど兼任の関係などのお話をありましたが、そういうことを趣旨を踏まえた上でやはり考えるべきだというふうに思います。

一つ飛ばして、もう一つ、電子提供制度について、そのまま民事局長にちょっとお伺いしようと思います。その後に大臣にお伺いをいたしますが。

電子提供制度、これ、いわゆる電子提供制度についににおきましては電子提供が求められるということにつきましてですが、電子提供すべき事項としては、電子提供した事項を修正したときにはその旨及び修正前の事項の電子提供が要求されているわけであります。

実務的なことであつと確認いたしまして、この修正は電子提供措置期間を通じて適用されるのか、つまり、期間内であれば株主総会の後であつても修正点が見付かつたら修正事項の電子提供が可能なのかどうか、その点についてお伺いをいたします。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。

改正法案では、電子提供措置事項の修正につきましては株主総会の前後によつて規律に差を設けておらず、電子提供措置事項の修正は株主総会の後であつても可能でございます。

ただ、この電子提供措置事項の修正は、軽微な誤記の修正や、電子提供措置の開始後に生じた事象に基づくやむを得ない修正でございまして、内

容の実質的な変更とならないものに限られるものと解しております。

○矢倉克夫君 内容の実質的な変更にわたらないものであるという確認であります。そこまで、内容の実質的な変更に係るようなものまで仮に含まれるようであれば、株主総会の後の事後的な変更でも内容の実質的な変更があるようになると、後に株主総会の決議の効力をどういふと争うべき問題もあり得るかと思ひましたが、その点は問題ないということで確認取れたので、了解いたしました。

○矢倉克夫君 行為規範を置いた以上は、いつまでもない限りいいことではない、趣旨を没却するようなこともないという趣旨とも今お伺いしました。

であるからこそ、会社が有能な社外取締役を選任する環境整備というのも私が必要であるというふうに思ひますし、元老委員からも先ほど兼任の関係などのお話をありましたが、そういうことを趣旨を踏まえた上でやはり考えるべきだというふうに思います。

こちらにつきましては、私は、参考人質疑の中でもいろいろ議論もあつたわけでありますけど、コーポレートガバナンスにとつて必要なことは、株主総会の関係で大臣にお伺いもしたいというふうに思ひます。その後に大臣にお伺いをいたしますが。

電子提供制度、これ、いわゆる電子提供制度についににおきましては電子提供が求められるということにつきましてですが、電子提供すべき事項としては、電子提供した事項を修正したときにはその旨及び修正前の事項の電子提供が要求されているわけであります。

実務的なことであつと確認いたしまして、この修正は電子提供措置期間を通じて適用されるのか、つまり、期間内であれば株主総会の後であつても修正点が見付かつたら修正事項の電子提供が可能なのかどうか、その点についてお伺いをいたします。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。

改正法案では、電子提供措置事項の修正につきましては株主総会の前後によつて規律に差を設けておらず、電子提供措置事項の修正は株主総会の後であつても可能でございます。

滑な対話のためのルールということでございます。議案の数は原則としてその内容ごとに数えることになりますが、委員御指摘のとおり、数の数え方にについて混乱や不都合が生じないようになります。そこで、改正法案では、議案の数の制限に関する規定を形式的に適用すると不都合が生じる得る役員等の選任又は解任等に関する議案や定款の変更に関する議案については一定の範囲で「以上の議案を一の議案とみなすこととし、議案の数の数え方を明確化しております。また、取締役がどの議案が十を超える部分の議案となるかを法定する際は合理的な方法で決定する必要があり、提案株主ごとに合理的な理由なく異なる扱いをすることは株主平等原則に反し、許されないと考えられます。

他方で、株主は、株式会社による議案の数の数え方に不服がある場合には、議案の要領を株主総会の招集の通知に記載することなどを求める仮処分の申立てや損害賠償請求をすることが考えられます。このように、改正法案では、議案の数の数え方を明確化するとともに、最終的には裁判所が議案の数の数え方が適切であったかを判断する機会を保障するということで、経営陣による濫用を防止しております。

○矢倉克夫君 繰り返しますが、今回の数の制限は、取締役、経営陣が濫用的に株主の提案権を制限するような運用は絶対あってはいけないと思います。その観点からも、引き続き、制度設計、運用、また会社等に対する働きかけ、他省庁との連携、よろしくお願いを申し上げます。もう一つだけ、また実務的なことをちょっとお伺いもいたします。補償契約とアンド〇保険の関係であります。これ、実際に補償や保険金の支払があった場合、

対象の取締役氏名や補償、保険金の支払の対象となつた損害等の内容及びその額はどの程度開示されるのか、こちら、また法務省にお伺いをいたします。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。

まず補償契約についてでございますけれども、

法務省令におきまして、補償契約に関する事項と

して、契約の当事者となる役員の氏名及び補償契

約の内容の概要を事業報告の内容に含まなければ

ならないこととすることを予定しております。

また、補償契約に基づく補償に関する事項とい

たしまして、いわゆる防衛費用を補償した株式会

社が、当該事業年度において、当該役員の職務の

執行に関し当該役員に責任があることなどが認め

られたことを知ったときはその旨、当該事業年度

において、会社が当該役員に対しいわゆる暗債

金や和解金を補償したときはその旨及び補償金

を事業報告の内容に含めなければならない

こととすることを予定しております。

したがいまして、実際に暗債金や和解金を補償

した場合には、補償した旨及び補償した金額は開

示されるわけですが、補償を受けた取締役

の氏名や補償の対象となつた損害等の内容及びそ

の額については開示されないということになります。

会社は何のために存在するのかという議論であ

ります。私、アメリカに留学をしていた時期が

あつたんですけど、そのとき会社法を研究してお

りました。当時、敵対的買収が日本国内でもかな

り多く行っていて、それの買収結果によつ

て、最終的には従業員も含めたステークホルダー

の生活が危うくなる、そういう現状も見たりとか

しておりました。そういう中につって、短期的

な、機械的な株主価値の追求だけで全ての人が

ハッピーになるのか、個人の感覚としては疑問に

思つて、そこから会社は何のために存在するのか

ということをやはり考えてきたところであります。

したがいまして、保険契約の被保険者や保険契

約の内容の概要是開示されますが、実際には保険金

の支払があった場合に、保険金が支払われた取締

役の氏名や保険金の支払の対象となつた損害等の

内容及びその額については開示されないということになります。

○矢倉克夫君 経営陣の果斷な意思決定というこ

ともあり、必要な部分もあり、その部分から開示

の配慮もあったかというふうに思います、いろ

んな投資家の目や、また経営者の質やガバナンスなどを投資家が評価する上ではいろいろな事項を開示するということも必要であります。そういう

開示の運用等をしっかりとお願いをしたいとい

うふうに思います。

最後、いろいろまとめてお伺いもしたいと思つんで

すが、最後に、やはり今回の法改正で、また今

後、会社法の議論の中でもやはり考えなければ

いけないこと、また参考人質疑の中でもいろいろ議論があつた話を大きな項目として議論をさせてい

ただきたいというふうに思います。

会社は何のために存在するのかという議論であ

ります。私、アメリカに留学をしていた時期が

あつたんですけど、そのとき会社法を研究してお

りました。当時、敵対的買収が日本国内でもかな

り多く行っていて、それの買収結果によつ

て、最終的には従業員も含めたステークホルダー

の生活が危うくなる、そういう現状も見たりとか

しておりました。そういう中につって、短期的

な、機械的な株主価値の追求だけで全ての人が

ハッピーになるのか、個人の感覚としては疑問に

思つて、そこから会社は何のために存在するのか

ということをやはり考えてきたところであります。

したがいまして、保険契約の被保険者や保険契

約の内容の概要是開示されますが、実際には保険金

の支払があった場合に、保険金が支払われた取締

役の氏名や保険金の支払の対象となつた損害等の

内容及びその額については開示されないということになります。

○矢倉克夫君 経営陣の果斷な意思決定というこ

ともあり、必要な部分もあり、その部分から開示

の配慮もあったかというふうに思います、いろ

んなプレーヤーである、「これはもう、国際の合意に

なつてているわけであります。

改定、今政府で検討されているというふうにお伺

いしております。

その中で、会社組織を含めたビジネスの分野、

このビジネスの分野がステークホルダーとしてSDG's達成に向けてどういう役回りを持つて

いるのか、こういう視点を今後組み込むべきであると

いうふうに思います」、政府としてもその方向で

考えていらっしゃるというふうに思います。

これらを前提にした上で、今、国際社会でSDJ'sが求められる会社像というものはどういうものと

いうふうに思います」、政府としてもその方向で

考えていらっしゃるというふうに思います。

このままでは、SDG's達成に向けてどういう役回りを持つて

いるのか、こういう視点を今後組み込むべきであると

いうふうに思います」、政府としてもその方向で

考えていらっしゃるというふうに思います。

これまで、SDG's達成に向けてどういう役回りを持つて

いるのか、こういう視点を今後組み込むべきであると

いうふうに思います」、政府としてもその方向で

考えていらっしゃるというふうに思います。

これまで、SDG's達成に向けてどういう役回りを持つて</

先ほど私申し上げた海外留学した頃は、投資家

意識を持っておりました。

し、世界的には、前にもお話をしましたように調

待されているものであります。

の目というのも、株価をどうやって上げていくか、自分たちの中にリターンをどれだけ持たせるかというところが多く、視点であつたわけになりますが、こういうSDGsの傾向を通じて、最近投資活動にしても、それぞれの会社を評価するときに、今の株価という部分、それに反映、組み込まれる部分もあるわけでありますけど、その会社

SDGsにどのように取り組むかは各企業が判断をしていただきたいんですが、一般論として、株式会社には社会に新しい富、利益をもたらすという社会的な存在意義があり、株主、従業員、顧客、取引先等多様なステークホルダーのために存在すると言えます。

そして、持続可能な社会の実現は企業が持続的

半数という国があるわけでありまして、恐らくいはずれはそういう方向にこの国も向いていくのかなというふうには予想はしますが、問題は、選任を義務付けられたから、あるいは複数になつたから、三分の一になつたから、過半数になつたからこそボレートガバナンスが即強化されるというものではないと思つていてまして、今日も議論があり

会社法上、この点を明記した、直接明記した場合は存在しませんが、社外取締役の要件として、当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役ではないことなどが必要とされておりまして、会社法が社外取締役の要件としてこういった規定を設

がSDGsが規定している社会課題にどれだけ貢献をしている会社であるかということも多く評価をされるような時代にどんどんなってきております。しかし、日本もその潮流に乗り遅れていけない。その潮流に合った会社像というのをこれから考えなければいけないというふうに思っております。最近、いろいろ投資家の方ともお話しする機会があつたんですが、その方々の議論の中でもSDGs、例えば、地域的な環境問題とかそういう問題だけではなくて、貧困とかジエンダ・とか女性差別とか、もうこれは途上国と先進国という大きな関係だけじゃなくて、国内問題の中でも、日本国内の中でもそういうのにしっかりと重視しているような企業員との関係も含めて、そういう大きな企業をしっかりと評価する機運というのが本当に現ってきている感じで大きくなっている感じであります。

に成長するための素地となるものであり、企業の持続的な成長により株式会社がもたらす富、利益が最大化されることは多様なステークホルダーの利益につながると考えられますので、企業がSDGsの達成に向けた取組を行うことについても積極的に評価をしてまいりたいと思います。

コーポレートガバナンスの向上に向けた取組については、SDGsの達成のための取組を含め今後の議論の状況を注視し、関係団体や関係省庁とも連携して、委員御指摘の点もしっかり認識しながら取り組んでまいりたいと思います。

○矢倉吉夫君 大臣、力強いお言葉、ありがとうございました。

ましたようにいかに質を確保していくか、そして何よりも独立性、公平性をいかに持たせるか、そして実効性あるものにしていくかというのは大事な観点だらうと思っております。

実際、既にこの国においても、日本においても、社外取締役が複数いても、東芝や日産や日本銀行を代表する企業で不祥事があつてそれを見抜かなかつたということも現実あつたわけで、義務化されるあるいは数が増えたから「一ボレートガバナンスの強化には必ずしもつながらない」ということになるわけで、今申し上げたように、実効性をどう確保していくかということが、あるいは公平性と独立性をどう確保していくかというのが大事なことだと思っております。

そこで、この社外取締役を有効に機能させていくために、やはり専門で大物の人を居てもらいま

ト努力してとにかく力強くなくしては生き残れない。これがSDGs達成のための想いです。

○柴田巧君　日本維新の会の柴田巧です。よろしくお話を伺いたいと思います。
質問を終わります。ありがとうございました。

いいという問題ではもちろんないわけで、期待する役割や権限というものをやっぱり明確にしないまま選択をしてしまつては、本当に役に立つていいのか、立つかといふのは適切に評価すること

大臣に最後お伺いしたいと思うんですが、今申し上げたとおり、SDGs達成により企業を評価する時代になつたわけあります。こういう観点を踏まえた上で今後のコーポレートガバナンス規律というのも考えなければいけないと思いますが、最後に、会社法を所管する大臣としての御所見をいただければと思います。

くお願ひをします。
会社法の改正案について、特に今日も何人の方からも出ておりますが、社外取締役をめぐる、今後の課題と言つてもいいかもしませんが、ことについてお聞きをしたいと思います。

は難しいと思います。
したがつて、この法的な位置付けや、社外取締役の、その役割や権限というものを会社法で明確に規定をしていくということが必要にならてくるのではないかと思いますが、どのような考え方を持つていらっしゃるか、お聞きをしたいと思います。

○国務大臣（森まさこ君）委員が海外に留学され、そのときに会社法を選択しておられたと。平成十年に私もアメリカに留学をし、消費者法、消費者保護法を選択しており、もう同じような問題

た。いずれにしても、今回の改正の一つの人気な
様になっているのは間違いないと思ひますし、ソ
フトロ一的にはもう既に複数求められたり、ある
いは三分の一云々などということもあつたりします

○政府参考人（小出邦大君）お答えいたします。
社外取締役は、少數株主を含めた株主の共同の
利益を代弁する立場にある者として、業務執行者
から独立した立場で会社経営を監督する役割を期

第三部 法務委員會會議錄第九号

參議院

たら、親会社が、あるいは社長が、社長を中心とした取締役会が選任するということが多かったたゞほとんどだろうと思ひますけれども、これでは、結局は会社に都合のいい人が選ばれるわけですですね。したがつて、それだと適正で客観的な監督者が本当に確保できるかというのには大変疑わしいといふことにならうかと思ひます。

たように、この日本取締役協会ですかね、そつういったところで社外取締役のブールがされたり、あるいは人材のブールがされたり研修が行われてゐるということになりますが、この公正性、独立性を確保するために、國もしっかりと例えば閣与して、公的な第二著権関でこの社外取締役を選任するという方法もあり得るのではないかと。この制度のトでは、企業が社外取締役を直接契

任して個別に契約するというのではなくて、第三者機関と契約して報酬も第三者機関に支払うと。もちろん、どういう社外取締役が欲しい、こういう専門知識あるいは経験がある人が欲しいといふリクエストは受け付けることは可能だろとは思いますが、そういう第三機関が、必要とされる社外取締役を割り当てていくと。こういうことによつて、利害関係にとらわれることがなくして、社外取締役の公正性、独立性が保たれているんじやないかと思いますが、この公的な第三者機関による選任といいますか、そういうことができる仕組みをつくるのはどうかと思いますが、御見解をお聞きをしたいと思います。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。
社外取締役は、公正性、独立性を保つて監督の実効性を高めるためには、期待される役割を適切に遂行することができる見知り経験を兼ね備えた者を社外取締役に選任することが重要だと考えております。そういうふたつ知見や経験を備えているかどうかにつきましては、各会社の事業内容やその実態等の諸事情を総合考慮して判断される必要があるため、委員御指摘のような公的な第三者機関においてその選任の判断をすることは困難な面が

あるというふうに考えられる」と」ひでじのせいす。

なく提供して、明確に説明できるかどうかがこの社外取締役がしっかりと仕事ができるかどうかにつ

いと考へております。

上げましたように、これ

もつとも、社外取締役として期待される役割を適切に遂行することができる知見と経験を兼ね備えた候補者の確保につきましては、先ほど委員会から御指摘がございましたコーポレートガバナンスに関する活動をしている日本取締役協会等の団体に関するお話を伺ったうえでアドバイス

ながらでくると思つております。
アメリカなどでは全ての社内資料が見られるよ
うになつてゐる例もあると聞いておりますが、い
い情報も悪い情報も、特に悪い情報を伝わる仕組
みというものは大事なことだと思っておりますけれど
も、こうう音楽、意見など内情を士官や旁聴者

までも、複数いてもいろんな不祥事があって、あるいは不正を見抜けなかつたということであります。そのやつばかり一番きな、まあもうる要因はあるんだろうと思いますが、その一つは、ちやんと情報が手に入らなかつたということですが、あらは黒い告密者、二つ土ト又番兵に通ずつして、

充実、研修等の取組が進められております。
法務省としても、社外取締役の公正性、独立性の確保を含むコーポレートガバナンスの強化のための取組を行っている関係省庁と連携して、必要な協力ををしてまいりたいと考えております。付け加えますと、各会社において、法制度上は

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。
委員御指摘のとおり、社外取締役を含む取締役に提供するシステムの構築というものを義務化する、こういったこともこれからは検討する必要があるんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。
どういうお考えか、お聞きをしたいと思います。

るしいと思ふ事等がこの社外目線化しないられてし
ない」というところがあつただと思ひますと、義務化
ということも含め視野に入れて、この情報、社内
情報の提供の在り方をもつと考えて、そして実効
性あるものにしていくことが大事だと思いま
すので、改めて指摘をしておきたいと思いま
す。

ございませんが、任意の指名委員会等を設けてそこで社外取締役の選任を議論するといった実務上の取組もされているというふうに承知しておりますので、こういった実務上の扱いについても引き続き謹心を持って注視してまいりたいと思います。

会による監督を実効的なものとするためには、取締役に対し十分な情報が提供される必要があると考えております。

社外取締役に対する情報提供につきましては、いわゆる内部統制システムの一内容として必要な体制を構築するといったことが考えられるところ

いずれにしても、これからこの社外取締役を一つの中心として、これからヨーロピートガナンスの強化を考えていかなきゃならぬということは間違いないんだろうと思ひます。そのためには、例えばこの報酬委員会の委員長を社外取締役に抑へせる、あるいは、もう既に取締役会議長を社外

○柴田巧善 公正性、独立性を確保するというの
は、非常にこれが大事になると思っていまして、
この実効性を高めるために、なかなか難しいとい
う答弁でもありました。より良い社外取締役が
選任できる仕組みというものをやっぱりこれから
もしっかりと検討していただきたいと思います。

でございます。この内部統制システムには、例えば取締役及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制が含まれております。具体的には、内部監査部門の情報収集の権限や取締役会に対する報告ルートの確立などについて十分な方策を講じなければならぬと解されて

取締役にしている企業などもございますが、そちらやつて社長などの、經營者との分離をすることを視野に入れて、社外取締役を中心とする取締役会の改革をこれから進めていくことが大事になつてくるのではないかと思いますが、この点、大臣はどのようにお考えになつてあるか、お

それから、この社外取締役を実効性あるものにするためには、ややもするとこの国、日本の企業は、外部者に対し非常に閉鎖的、排他的な特質があると、結局こういったことがこの社外取締役制度の機能化を妨げる要因にもなっているのではないか。また、このままではそうこれからもないか。

そして、取締役会の職務にはこの内部統制システムの構築の基本方針を決定することが含まれております。おまけに、社外取締役を含む各取締役は、業務執行取締役が具体的な内部統制システムの構築義務を適正に履行しているかどうか、これを監視す

聞きをしたいと思います。
○国務大臣(森まさこ君) 社外取締役による監督の実効性を高めるためには、委員のおつしやるとおり、運用面の取組が重要でございまして、報酬委員会の委員長や取締役会の議長を社外取締役とすることにより、会議体の独立性や客觀性が強化することにより、会議体の独立性や客觀性が強化することにより、会議体の独立性や客觀性が強化

得るのではないかと思つていまして、企業側がこの社外取締役に提供する情報としない情報を選別をしたり、あるいは、そういったことによつて社内情報に通じていない社外取締役が非常にコントロールされやすい、特に経営者からコントロールされやすいという懸念がやっぱり消えないわけでですね。したがつて、社内情報はやっぱり分け隔て

る義務を負っておりまます。

このように、社外取締役に対する情報提供につきましては、適切な内部統制システムの構築を通じてその体制が整備されるべきものと考えているところでございますが、引き続き、業務の運用状況、また各方面での議論等を注視して、より実効的なものとなるよう必要な検討をしてまいります。

され、また十分な説明や情報の提供ができるようになるといふ効果を期待することができるものと考えられます。そのような取組については、コーポレートガバナンスに関する実務指針においても、実効的な取組として検討することが有益であると考え方される事項として示されております。

や運用状況を注視し、必要な検討をしてまいります。

○柴田巧君 ありがとうございました

先ほど冒頭に申し上げましたように、この義務化によって即ガバナンスが、コーポレートガバナンス化によって即ガバナンスが、コーポレートガバナンス

ンスが強化されるわけではありません。いろんな残された課題も多々あると思いますし、これから考えていかなきやならない問題も幾つもあると思つておりますが、この法改正を機に、社外取締役をめぐる問題、あるいはまたそれを中心とするこの取締役会の改革などといいますか、そういうふたごとに向けて、しっかりとこれからも議論を重ねたいと思いますし、また、いろんな努力をお願いをしておきたいと 思います。

残りの時間 先般もお聞きをしましたが 日本法令の国際発信の強化について幾つかお聞きをしたいと思います。

日本企業の国際取引の背景には必ずといっていいほどの拡大、そして今、日本にはたくさん外国人が住んでいるわけですが、そういったことも踏まえて、この日本の法令翻訳とその国際発信、これが非常に重要な立場に立っていると思いますが、しかし、大變遅れているということには心配をするわけで、これからスピード感を持ってこの作業をしっかりとやりたいなきやならないと思っていますが、今月、先般もお聞きをしましたが、官民の有識者によつて会議が立ち上がりつて、ここを司令塔として、いわゆるユーザー自縦でこの日本法令の国際発信を進めていくということになるわけですけれども、大事なことは、やっぱり具体的な戦略をしつかり策定をしなければならない、早急

そして、その中には、いついつまでに何をどう実現していくかというものをしつかり年限をもつて作っていく必要があると思っております。単に戦略だけがあつても、期限が決まっていないと、必ずや見え隠れしている分野がありますから、しっかりといついつまでに基本法のこれこれは終わらせる、あるいは改正したも

のについてはこういいうものをいつままでにやつていいという具体的な実現工程を定めて具体的な戦略を作っていく必要があると思ってますが、どのように取り組んでいくお考えか、これは大臣にお聞きをしたいと思います。

○國務大臣(森まさこ君) 柴田委員の先般の御指摘も本当にそのとおりでございまして、スピーディ感を持って取り組まなければならないという御意見を大変喜ばに受け止めております。

実は明日、先ほど御指摘の政府の取締の司令塔となる官民会議の第一回会議が開始されますので、委員の御指摘もございますので、私も身が出席をして、しっかりとスケジュール感を持って期限を切って取り組むように指示をしてまいりたいと思います。

この会議では、ユーザーである民間側構成員の経済団体等から御意見をいただいた上で、今後の具体的戦略や実現工程を定める観点から、本取締の重要な課題や優先順位等を議論していくべく予定になつておりまして、この議論の結果は、政府の翻訳方針や翻訳整備計画にも適切に反映したいと考えております。

法務省としては、今後も関係府省庁とも協力の上、日本法令の国際発信に向けて、ユーザーの意見をしっかりと踏まえて取り組んでまいりたいと思います。

○柴田巧君 しっかりとよろしくお願いをしたいと思いますが、この日本法令の国際発信、翻訳の国際発信等々、大変しかし問題はたくさんあるって、ちょっと順番を変えてお聞きをしますが、一つは人の問題ですね。

この翻訳作業の担い手となる専門人材が非常に不足していると言われていますが、計画ができるても、それを担う人がしっかりと育成確保されないと、これなかなかさせつかず実現工程まで決めておきながらこれできないということになりますねせんので、この専門人材の育成確保にどう取り組むのか、お尋ねをしたいと思います。

○政府参考人(金子修君) お答えいたします。

高品質の法令外国語訳を迅速に整備する観点から、法規翻訳作業を担う人材の育成確保、それから能力の向上、これは重要な課題であると認識しております。

現在の取組と今後の課題について御説明します。

現状では、法令を所管する各府省庁が外部の翻訳専門会社を活用するなどして翻訳原案を作成し、法務省において、学者、弁護士等による専門体制で翻訳の品質や統一性を確認するなど、翻訳の品質確保に努めているところです。

また、より迅速かつ高品質の法令外国語訳整備を実現する観点から、各府省庁が翻訳作業を行っており、准拠すべき法令用語を英標準対訳辞書を整備しているほか、関係府省庁から成る連絡会議において翻訳専門会社等に関する情報共有を図るなどしてきましたところでございます。もつとも、委員御指摘のとおり、法令外国語訳を行うのにふさわしい人材を適切に確保する必要性は今後ますます高くなると考えております。

法務省としては、高品質な法令外国語訳を迅速に行うという観点から、法令翻訳人材の確保を含め、どのような取組を行うのが適当か、関係府省庁とも連携を図りつつ必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

○柴田巧君 このマンパワーの確保、育成と同時に、大事な点は、AIなどの最先端技術を積極的に活用してこの翻訳を進めていく、国際発信をしていくということだと思います。

今、先ほど言いましたように、重要法令の翻訳の未整備やその翻訳の長期化というのが非常に大きな課題になっているわけでありまして、今、民間の法律の事務所やあるいは企業の法務部などでは、もう既にAIによってどんどんこの翻訳がされていると聞いておりますが、そういう意味でも、このAIなどを導入をして最先端のそういう技術をもって、人の確保ももちろんですかけれども、この翻訳の作業を、あるいは長期化しているものをより迅速にできるようにしていく必要があ

お聞きをしたいと思います。

○政府参考人(金子修君) 法令翻訳整備プロジエクトの今後の課題の一つとして、翻訳提供までのスピードの改善があり、そのための取組として法令翻訳の工程におけるAIの活用を検討していく必要がありますと考てております。法令翻訳の工程にAIを効率的に導入することができれば、翻訳公開の迅速化や質の向上につながることが期待でき、利用者サービスの向上の観点から積極的に検討したいと考えているところでございます。

もともと、現在法務省においてAI翻訳に関する十分な知見を有していないことから、AI翻訳の精度、実用性等について本年度から調査に着手しております。関係機関へのヒアリングや情報収集を行つて、活用に向けた具体的方策を検討中でございます。

法務省としましては、今後も、翻訳の原案を作成する関係省庁とも協力の上、AIの活用を含め、翻訳の加速化の検討に一層取り組んでまいりたいと考えております。

○柴田巧君 今、今年度から調査する云々という答弁でございましたが、もう既に世の中、何年も前からそりやつてAI等を使って翻訳作業が進んでいる、またいろんな面でAIを活用したものが進んでいるわけで、今から調査する、今している、というのは大変遅いのではないかと思いますが、いずれにしても、民間の取組なども参考にながら、もつともっとスピーディアップできるよう、その最先端技術などもしっかり用いることをやつていただきたいものだと思っております。

次に、今度は裁判例の翻訳の提供についてお聞きをしますが、これも大変遅れているところであります、こうやつて日本法の裁判例が公開をされると、いろんな意味で、日本企業が海外で展開する基盤の充実も期待できるということにもつながるだろうと思つていまますけれども、ただ、法的前提と判断はされますから、なかなか難しいとこ

ろがあるんだろうと思つていますが、裁判所でも取組が始まつてきていると思ひますし、世界的に言えば、マレーシアでは公用語の英語で、例えばですが、マレーシアでは公用語の英語とマレー語で全てのものも既に裁判例の全件公開がなされておりましし、日本と同様の、英語国ではない例えば韓国や中国でも英訳が日本よりもどんどんどんどん進んでおります。

○委員長(竹谷とし子君) 午後一時三十分に再開することとし、休憩いたします。

午後一時三十分開会
○委員長(竹谷とし子君) ただいまから法務委員会を開いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、福岡資麿君及び徳茂雅之君が委員を辞任され、その補欠として島村人君及び足立敏之君が選任されました。

○委員長(竹谷とし子君) 休憩前に引き続き、会社法の一部を改正する法律案及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行

質疑のある方は順次御発言願います。
○山添拓君 日本共産党の山添拓です。

本日は全会員社の担当者の質疑であります。反社会的勢力の問題が企業のコンプライアンスにも関わる問題ですので、冒頭質問をさせていただきます。

したが、反社会的勢力を明記した。一九〇七年の犯罪対策閣僚会議の指針は、企業が反社会的勢力の不当な要求に毅然と対処し、その被害を防止する

ために、各企業が反社会的勢力の情報をデータベース化し、被害防止のために利用することが極めて重要かつ必要であると、こう書いておりま

具体的には、他の目的のために取得をした反社会的勢力の個人情報を被害防止のために利用する

ことは、これは本人の同意がなくとも可能だと。また、暴力追放運動推進センターなどの第三者に提供することも、これは本人の同意なく可能だと

されております。
法務省は企業にこういう対応を求めていると、大臣、これ間違いないですか。

○國務大臣（森まさこ君） 犯罪対策閣僚会議の指針において決まっております。

○山添拓君 今のとおりの内容が、一般企業に対する招待などといいますか、一般企業に対しても求めているということなんですね。

そこで、今日は内閣府においてただいであります。桜を見る会のような公的行事に反社会的情勢が招待され、あるいは出席していとすれば、当然その情報は政府としても把握をし、必要な対処を行なうために利用したり、あるいは関係機関へ提供したりしていくと、こういうことですね。

○政府参考人（大塚幸寛君） お答えいたします。

桜を見る会の招待者についてのお尋ねだと理解してございますが、この会のその個々の招待者につきましては、招待されたかどうかも含めまして、個人に関する情報であるため、従来からお答えを差し控えさせていたいているところでございます。

一方で、その会につきましては、様々な御意見をいただいているところでございます。今後、予算や招待人数を含めた全般的な見直しを幅広く意見を聞きながら行ってまいりたいと考えております。

○山添拓君 個人情報だからというのは理屈ではないというのが指針の考え方なんですよ。

官房長、企業に対しては情報の把握や提供を求めながら、政府は何もしくてもよい、こういうことですか。

○政府参考人（大塚幸寛君） 緊り返しで恐縮でございますが、個々の招待者につきましては、招待されたかどうかかも含めまして、個人に関する情報を提供していたのかどうか、これはいかがですか。

○政府参考人（大塚幸寛君） お答えを差し控えさせていただいております。

○山添拓君 今年の招待者に含まれていたのかいなかつたのか、そのことについて警察に情報を提供していったのかどうか、これはいかがですか。

○政府参考人（大塚幸寛君） お答えをいたしました。

個々の招待者に関するお尋ねと理解しております。

す。招待されたかどうかも含めまして、お答えを差し控えさせていただきたいと考えております。
○山添拓君 昨日、予算委員会の理事懇では、今年の招待者について、そのような情報があつたのかどうか、警察と共有したのかどうか、お答えになつておられると思います。答弁ください。

○政府参考人(大塚幸寛君) その桜を見る会の招待者名簿につきまして、その何か名簿全体を何か機械的に警察に渡すようなことは行っておりません。ただ、一般論といいまして、政府として暴力団排除等の公益目的的達成のために必要な場合には、個別に警察に聞くことがあり得るといふこ

○山添拓君 一般論を聞いているのではありません。今年どうだったかということで、今年は情報提供していないというお答えがありました。ましてや、名簿を廃棄済みで確認できないと、こう

おこしやつしているんですね。これは政府の態度が
らしても矛盾するあるまじき事態だと言わなければ
なりません。

ちなみに、今月は大坂監査長が来ていましたが、したので、廃棄したという招待者データについても確認しておきたいと思います。

日本では、データ削除の方法の下でサーバー上のデータが削除され、バックアップ期間、これは最大八週間だと伺いました。これを超過したので復元もできない、こうい

う答弁であります。ところが、内閣府がデータを削除した日時は、我が党の宮本徹衆議院議員が資料請求をした五月九日頃と言われております。

少なくとも、それから八週間、二か月程度はこのデ・タ復元できたということですか。

○山添拓君　はいおきり答えてください。その期間
最大八週間もふうことで設けているところでもうお
います。

○政府参考人(大塚幸寛君) パックアップの保管
中であればデータは復元できたんですか。
期間内であれば復元は可能だというふうに考えて

おります。

○山添拓君 これ、重大な問題だと思うんです

ね。

官本議員は、五月十三日の決算委員会や二十一日の財務金融委員会で資料の廃棄について具体的に指摘をしています。事務所からも再三にわたって内閣府に説明を求めておりました。復元が可能であるにもかかわらず、その事実を知らせず、いたずらにバックアップ期間をも経過させたというのが今の御説明であります。これは意図的な隠蔽と言われても仕方ないことになります。

内閣府に改めてお願ひしますが、いつ削除をしたのか、データをいつ削除したのか、正確に確認いただきたいと思います。いかがですか。

○政府参考人(大塚幸寛君) データの削除につきましては、必ずしもきちんと記録が残っているので、五月九日頃というふうにお答えしているところございます。

ただ、いずれにいたしましても、この名簿の廃棄あるいは電子媒体の削除、これは元々の公文書管理のガイドライン等々に基づきました、あらかじめ定められたルールと手続に従って削除した文書でございまして、その文書を復元する必要はないものと考えております。

○山添拓君 ここで問題になつて、復元する必要がないなんてよく言えたものだと思うんですよ。

これについては改めて、場所を改めて質疑をいたしますけれども、必ず復元作業をしていただきたいと。シンクライアント方式であつても、サーバー上のデータが全部なくなつてしまつて復元できなくなることはないんだと、もう昨日から繰り返しいろんな方がネット上でも指摘をされております。改めてお願ひをしたいと思います。

この点を指摘をしまして、会社法の改定案について伺います。内閣府については、以上で結構ですでの、御退席いただいて構いません。

取締役の報酬として株式やストックオプションを付与する、いわゆる業績連動報酬を拡大しよう

としております。この方針は二〇一五年の日本再興戦略で位置付けられたものであり、経産省が

「攻めの経営」を促す役員報酬」と題して方針を示しています。

資料をお配りしておりますが、五ページ、六

ページ、我が国は欧米諸国と比較して基本報酬の割合が高く、業績連動型のインセンティブ報酬が少ないとされております。

経産省に伺いますけれども、業績連動型の報酬が低いということは何か問題があるんですね。

○委員長(竹谷とし子君) 大塚大臣官房長は御退席いただいて結構でございます。

○政府参考人(中原裕彦君) お答え申し上げます。

業績連動報酬の導入につきましては、経営陣に中長期の企業価値の向上のインセンティブを付与するために有効な手段であるものというふうに認識をさせていただけてございます。コーポレートガバナンス・コードにおける報酬の付与との仕方、スカーリング・コードにおける業績連動報酬との割合を適切に設定すべきというふうにされてございます。

経産省における業績連動報酬の導入がこうした趣旨に沿つて円滑にされるように、こうした手振りなどを策定しまして、持続的な成長につながるということを期待しているところでございます。

○山添拓君 経産省、インセンティブ報酬を導入したことによって企業の業績が向上したといふ

その検証結果でもあるんですか。

○政府参考人(中原裕彦君) 手引を作成する段階において定量的に何が具体的なその検証結果とい

うものをお示ししているわけではございませんけれども、政府におきまして推進しているコーポレートガバナンスの分野におきます議論におきまし

ておられますと、経営陣は、何と懸念だった大幅な給与を受け取つたんですね。

大臣、伺いますが、業績連動報酬というのはこうしたモラルハザードを招き得る、こうい

う認識をお持ちでしょうか。

○国務大臣(森まさよし君) 業績連動報酬が取締役のモラルハザードを引き起こすおそれがあるのでないかといった御懸念があることは承知しております。改正法案においては、業績連動報酬が取締役にとつて適切なインセンティブとして機能す

な成長につながる、うように、こうした導入を努めてまいりたいということございます。

○山添拓君 それは希望的な観測であつて、定量的な検証結果はないということなんですね。

アメリカの経済学者のサミュエル・ボウルズ氏は、経済的インセンティブと道徳的行動との間の負の相乗効果を示唆している、こういう

実験結果に基づいた指摘もされております。むしろ、マイナスの効果が指摘されていることを認識すべきであります。

資料の三ページから四ページには東京高裁で部

級裁判事を務めた須藤典明氏の論文を載せております。

二〇〇八年のリーマン・ショックの際、アメリカのAIG保険がハイリスク商品に膨大な投資をしていたために破綻の危機に陥りました。アメリカ政府は、保険に加入していた市民が大変多かつたものですから、その市民を保護するため、AIGに千七百三十億ドル一千九百四十としますと

十七兆三千億円もの政府資金で救済を図りました。ところが、AIGは、支援によって破綻免れた途端に、経営幹部に総額一億六千五百万ドル、百六十五億円ものボーナスを支払つたんですね。百万ドル、一億円以上のボーナスを受け取つた幹部が七十二人もいたといいます。あるいは、同じく経営不振に陥つたアメリカン航空は、倒産回避を名目にして三百四十億円もの給与カットを求めました。組合がやむを得ずこれを受け入れますと、経営陣は、何と懸念だった大幅な給与カットを成功させたといって、一百億円のボーナスを受け取つたんですね。

大臣、伺いますが、業績連動報酬というのはこうしたモラルハザードを招き得る、こうい

う認識をお持ちでしょうか。

○国務大臣(森まさよし君) 業績連動報酬が取締役のモラルハザードを引き起こすおそれがあるのでないかといった御懸念があることは承知しております。改正法案においては、業績連動報酬が取

るようになるよう、上場会社等の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を定めなければならぬとしまして、取締役の報酬の決定手続に関する透明性を向上させる措

置を講じておりますので、御懸念に対応するものになつております。

○山添拓君 労働者や取引先はもちろん、株主にとっても、取締役が自らの利益にとらわれるといふことは、これは長期的には決して良い影響をもたらすとは限らない問題であります。

批判があることを認識しているという答弁でありますましたが、先日、大久保拓也参考人からも、その対策として、各会社で報酬の付与の仕方、ス

トックオブションの行使条件の設定などをわざりました。日本でも既にモランハザードは起きているんですね。昨年来、政府が出資するファンドである産業革新投資機構、JICA取締役の高額報酬が問題とされてきました。その前身である産業革新機

構、INCJの時代にも高額報酬が用意され、退職時に成功報酬で最大七億円、さらに業績連動報酬もありました。二〇一二年度には政府予算で二

百億円、その後、安倍改憲になつてからの補正予算で一千四百億円が追加出資をされ、これを用いて投資をした結果黒字になつたということで、二〇一四年度に二億円が業績連動報酬として支払われています。二〇一八年度には、業績連動報酬の額は二十一億円。公的資金が投入されている実質的な官営事業で黒字が出ると高額報酬、これはA

JICOは、先日、新たな報酬基準を公表し、固定給とボーナスのような特別手当にとどめて、業

○政府参考人(中原裕彦君) 続連動報酬は廃止することとしております。経産省、伺いますが、なぜ廃止になつたんですか。

JICの総括陣の業務は才として認可ファンを監督する立場ということありますなど、JICとは仕組みが変わるため、その両者の經營監査の報酬を単純に比較することは難しいとは存じております。

につきましては、今年三月に経済産業省が公表しました、今後の産業革新投資機構（J-IC）の運営体制等についてにおいてお示しした考え方方に沿つたものであります。他の公的機関の經營監査の報酬を踏まえて適切なものであろうというふうに考えております。

○山添拓君 いろいろおっしゃるんですけど、

やくはりエラルハサードの批判を受けたものなど思ふんですね。歐米では、CEOなどへの高額報酬は社会的な格差拡大の大きな要因とされております。日本でも、取締役と労働者の収入格差の是正こそが求められます。

資料の一枚目、二枚目、東洋経済の社員と顧客の年収格差が大きいトップ五百社、一ページ目は上位の五十です。皆さん御存じの会社もたくさんあるかと思います。

二〇一八年の一位はP.C.向けゲームのネクソンで、設立の平均年齢は二三三千三百三十三万出で、設立の平均年齢は二三三千三百三十三万出で、

従業員平均年収五百五十六万円の約六十倍です。代表取締役の報酬は二億七千二百万円で、従業員の約百三十九倍という驚くべき数字です。六位のファーストリティリング、ユニクロですね、これは社内取締役は柳井正氏のみで、役員報酬は一億四千万円、従業員の平均七百九十一万円に対しても格差は三十倍です。ただ、柳井氏は、このほかに配当収入で八十億円以上得ておられますので、それとの比較では格差は一千倍以上ということになります。

役員報酬の平均が一億円以上の企業が五十七社とされています。従業員と役員の平均に十倍以上格差がある会社は百三十三社だったといいます。これ、非正規社員との比較では更に大きくなります。

大臣は何もいりますけれども、業績連動報酬で言う
業績というのは何ですか。これ、取締役が一人で
築くものなんですか。

○山添拓君 私もそう思います。経営陣がどれだけ
いだらうと思ひます。業績が上がるるのは、労働者
の福利が出ていたり、業績が改善したりするわけではなく
あります。

の努力があり、長年蓄積されたノウハウや信頼や取引先の協力があつてこそではないでしょうか。業績連動だといって、業績が少しでも上向きになれば取締役の報酬が上がるという仕組みは本当に妥当なのか、これは大いに疑問だと私は考えます。

さらに、改定案は、ストックオプションについて取締役を優遇するものとなつております。ストックオプションというのは、職務熱意の対価として株式を受け取る権利のことですけれども、権利を行使して基準に株式を受取る際こよ出資が

財務省は、二〇一七年度以降、業績運動型の報酬について優遇税制を取つてきました。これ本當は質問するつもりでしたが、時間がありませんので、経産省に伺いたいと思うんですが、二〇一八年度の税制改正要望では、税制適格ストックオブションによる減収額は年間幾らと試算しているでしょうか。また、八年間の推計ではいかがであります。

○政府参考人(中原裕彦君) お答え申し上げます。

経済産業省は、平成二十一年度の税制改正要望書においておきました、ストックオプション税制の拡充を要求させていただきました。具体的には、付与対

業者の範囲、それから権利行使期間、年賃権行使の使限度額の要件について制限を緩和するというものでございます。

○山添拓君 年間とそれから八年間の計画、これいづれもお答えいただきたいんですが。
○委員長(竹谷とし子君) 答弁可能ですか。
○政府参考人(中原裕彦君) 後刻 ちょっと確認をして御報告申しあげます。済みません。
○山添拓君 ちょっとこれは通告してあるもので

○委員長(竹谷) 速記を止めてください。
速記を止めてください。
すから答えていただきたい。
い。

〔午後二時一分速記開始〕
○委員長 竹谷とし子君 速記を起させてください。
○政府参考人(中原裕彦君) 失礼申し上げまし
た。お答え申し上げます。
八月四日で四百九十二歳、約四百七十一歳といふう

○山添祐君 ありがとうございました。
実績がどうなつたかは分かんないですが、要望で
すので、これぐらいの推計だという数字ですけれど
ども。私が申し上げたかったのは、業績を上げて
いる企業の役員についてこれだけの税収の穴を空
けるような仕組みを取る必要があるのかと、こうい
う問題でありました。
こうして報酬においては優遇を図る一方で、会
社との利益相反性が強い仕組みを導入しようとした

員が損害賠償請求をされた場合に、会社がその責任額や訴訟費用を補償するものであります。経営者らが事務局を務めたゴーポーレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会、その解

私指針では、補償の要件として、職務を行うに付いて悪意又は重過失がないことを要件とする旨書かれています。現行法の下でも、この補償契約を可能にするための要件として、悪意、重過失がないことを要件とするんだと。

が指摘していますように、いわゆる防衛費用、弁護士費用などについて、役員に悪意とは重過失がある場合でも補償が認められることとなつております。会社補償制度は、優秀な人材の確保や、役員が賠償責任を恐れて職務執行が過度に萎縮することのないようという趣旨で設けられます。しかし、そもそも悪意又は重過失、これ重過失と

いつでも忠意と同視すべき重過失であります、こういうものが認められる役員は会社が確保しなければならないような優秀な人材と言えるのかと疑問が呈されております。

は、憲法行為に手を染めてでも田先の利益を上げようとする誘惑を引き起こし、職務の適正性が損なわれるという指摘、その懸念は、この法案では払拭されないんじゃないでしょうか。大臣、いかがですか。

の自殺に目撃された。防衛費は、この事件の発生過程で必要となるわけですが、その時点では役員等に悪意又は重大な過失が認められるか否かを判断することは通常は難しく、当該役員等が適切な防御活動を行うことができるよう、これに要する費用を株式会社が負担することが株式会社の損害の拡大の抑止等につながり、株式会社の利益にもなり得ると考えられます。

また、仮に役員等に悪意又は重大な過失があるときであっても、通常要する範囲内の防御費用であれば、これを補償の対象に含めたとしても、通

常は役員等の職務の適正性を害するおそれが高いとまでは言うことができないと考えられます。

そこで、改正法案では、いわゆる防衛費用を補償することができます。

○山添祐君 私は、今の御説明は、悪意、重過失が事後的に確定をしても補償の対象としていく、そのことの必要性や許容性までを説明する理由にはなっていないと思います。

前川参考人は、談合やカルテル、違法な政治獻金、製品の性能偽装などに知つて関与した取締役は、自らの私的な利益を図る目的ではないんだと、むしろ日先の会社の利益を図るために長期にわたる会社の利益を犠牲にし、法令違反を行つてください、こういう自分の利益を図るために長期間にわたり、少なく会社の利益のためを思つて、しかし、それは違法行為に踏み出すると、だからこそ違法行為に踏み出す、こういうモラルハザードをこの規定では防げないんじゃないかと思いますが、大臣、最後にいかがですか。

○国務大臣（森まさこ君） もつとも、役員等が不当な目的、今いろいろとおっしゃいましたけど、不當な目的で職務を執行していたような場合、事後のことをおっしゃいましたけれども、改正法案は、事後に、当該役員が自身又は第三者の不正な利益を図り、又は当該株式会社に損害を加える目的で職務を執行していることを知った場合には、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭の返還を請求することができるものとしております。

ありがとうございました。

○高良鉄美君 沖縄の風の高良鉄美でございま

す。

女性差別撤廃条約、これを日本は批准をしております。この国会でやっているわけですけれども、女性の活躍、企業における活躍についてお伺いをしたいと思います。

前回の質疑の最後の方で、社外取締役連の質

問の中で、義務付けということがありました。この女性取締役の義務付けもこれに関連して求めるような質問を私は行いましたけれども、森大臣は、女性の登用についての意義は強調されました

が、女性の登用についての明確な答弁、この義務付けに対する明確な答弁はありませんでした。

女性取締役を法律上義務付けるということにつ

いて、改めて法務大臣の見解をお示しください。

○国務大臣（森まさこ君） 高良委員にお答えをいたします。

女性取締役がその機能を十分に発揮していくためには、取締役会の構成員に相応の知識、経験、能

力がバランスよく備わっていることが必要でありまして、ジェンダーを含む多様性について十分に確保していくことが必要であると考えております。

他方で、各企業の経営実態やその置かれた状況

等が多様多様であること等に鑑みますと、会社法において一律に女性取締役の設置を義務付けることについては慎重な検討が必要であると考えております。

法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会に

おいても、取締役会の構成におけるジェンダー・パ

ラーンスに関する規律を設けるべきという特段の意見がございませんでした。そのため、改正法案に設けることまではしておりません。

多様性については、コード等のソフトローにおいて関連する規律が設けられております。

今後もますます女性の社会進出の必要性が高まっていくと考えられることから、法務省として

男女格差報告書を発表しましたが、昨年の我が国

の順位は百四十九か国中百十位であり、特に経済

社会を実現するためには政府全体としてどのような

ことができるかについて引き続き検討してまいります。

○高良鉄美君 ただいまは、法律上の義務付けに

ついては消極的だということをお伺いしたと思

います。

この構成員やバランス、そういったような形が企業で取られる必要があるということで、この社外取締役の性格ですね、そういうのを今お話し

いたいたと思うんですけども、日本の国際化のためのこの会社法の改正の問題、あるいは国際

的な視点から見た場合に社外取締役を置いている

会社の問題、あるいは報酬の問題、そういうたも

のがずっと議論されている中で、国際的な視点と

いう意味でいうと、むしろこの社外取締役はほと

大企業においてはもう九九・九%あると。しかし

ながら、女性の取締役の問題について、その点に

ついては非常に、何というんですかね、しっかりと目標を立ててはいますが、とてもじゃないけれども

どうもそういう姿勢にはなっていらないということ

を考えると、やはり今なすべきものは、この社外

取締役を義務付けるというよりも、女性の取締役

を義務付けるということが一つの肝要な制度だと

思ふんですけれども。

そこで、森大臣が所信で言及されたSDGsと

達成状況はというと、ダボス会議を主催する世界経済フォーラムが昨年一二月、二〇一八年の世界男女格差報告書を発表しましたが、昨年の我が国分野では、男女賃金格差が大きいこと、あるいはこの順位は百四十九か国中百十位であり、特に経済女性管理職の少なさ、こういったことから、百十位と世界の中でももう相当な下位にとどまっています。

森大臣は、かつて男女共同参画担当大臣をされ、女性の活躍のために尽力をされたと前回も発表されました。女性の取締役の設置を法律で義務付けるのは困難であると先ほど答弁がありましたけれども、上場企業における女性役員の割合を増やすためにはどうすればいいとお考えでしようか、大臣の見解を伺います。よろしくお願いします。

○国務大臣（森まさこ君） SDGsにおいて目標が設置されております。我が政府においても、私が大臣時代に目標値を設置いたしまして取組を展開してまいりました。前回も御紹介申し上げました

が、総理と私で官邸の方に経済三团体の長をお呼びして、自主的な取組として女性取締役を各企業に設置するということで提案をし、それを取り入れていただいて今日まで増加傾向にございました。

このように、上場企業における取締役会や監査役会等による監督の実効性を高めるために、そのジェンダーを含む多様性を十分に確保していくトロリーによる取組を含め、女性役員の登用を促進する取組、これを行うことは必要かつ有益である

とお話しをされました。

法務省としても、改正法の施行前後における実務の運用状況等を注視していくとともに、女性の働きやすい社会を実現するために政府全体でどの

ようなことができるかについて引き続き検討してまいりたいと思います。

また、もう一つ付け加えますと、人材ブールといいう点がよく指摘をされますが、これについても、当時の内閣府の男女共同参画担当として人材のリストを作りまして、弁護士会等々に働きかけて、その人材の御紹介又は人材の育成という点で様々な研修等の予算も講じてまいりました。

○高良鉄美君 森大臣の意気込みは理解をしたところでございます。

重要な点であるというふうなことで考え方を問いたいと思いますが、このジンダンダーギャップの指数でいうと百十位という点ですが、政治分野と経済分野の順位がとても低いために総合順位がそういうふうに下がっている結果であると。経済分野の場合には、労働力率、あるいは賃金格差、先ほどお話しになつておられる女性役員の割合を増やすための管理職比率等で相当厳しい評価を受けている。そういう結果になつているということですね。

上場企業における女性役員の割合を増やすためには、今大臣は、努力をしながら一個一個回ってやつてお願いをするとか、あるいはソフトワードで上場企業における女性役員の割合を増やすためには、今大臣は、努力をしながら一個一個回ってやつてお願いをするとか、あるいはソフトワードで

やつていくということがありました。この女性管理職が一人いるだけでは意味がなくなつてくるわけですね。それは、やはり協力をし合つて、ほかの女性の管理職の中同士での会話やコミュニケーション、あるいはその他の努力によって管理職の中で女性を増やしていくというサポートをする、あるいは賛同をする者が多くないと、これは女性活躍の場あるいは環境とそういうのが整わない、そういうことで女性の管理職を増やすということがあつたのもありました。企業を回つていったといふことです。政府は指導的地位に女性が占める割合を二〇二〇年までに三〇%とする目標を掲げていますが、この二〇二〇・三〇という、こういうことですけれども、二〇二〇・三〇%、これは、二〇一八年の民間企業の、特に百人以上における管理職の割合は、課長相当職で一・二%、部長相当職で六・六%と、とてもその二〇二〇の三〇%からほほ程遠い状況にあります。

女性管理職を増やすためにはどうしたらいいと

お考えでしょうか。先ほど、ソフトワード、あるいはお願いに行つたというのがあって、活動的になさつてありますけれども、それについてのお考えをお聞きしたいと思います。

○國務大臣(森まさこ君) 先ほどの答弁を訂正したいと思います。失礼をいたしました。訂正をいたし

ます。

そして、質問に対するお答えでござりますが、二〇二〇・三〇ということで、これはたしか私が大臣になる十一年前ぐらいに政府全体で、十一年担当大臣をしていたときに、各種業種ごとに、この二〇%というのをまたかみ碎いて、非常に難し

い職種、それからもう既に達成近くまで来ている職種、いろいろありますので、職種ごとに具体的的な新たな目標値も定めまして、また、その目標に

対する取組方針も作りまして、それをチエックしながら進めてきておるわけでございますが、さら

に、女性活躍推進法という法律も作りました。こ

れも、条文から一つ一つ考えて作ったわけでございますが、これが、公表するという法律でございまして、各社の目標値、そして取組を公表して有

価証券報告書等で発表するという、そういう情報を開示を促進していくという取組、又は男女を問

わざ安心して継続就業できる両立支援体制の整備

ということです。例えば一度、休業ではなく育児のために退職をしたという方であつてもまた再就職するための取組、又はそれを応援する企業に対する補助金等も新設をしたりいたしました。

また、女性役員の候補者、先ほど申しましたけれども、人材ブールに、またそれを充実させるための人材育成でございますが、女性役員候補者のための研修でございましたり、また役員候補者となり得るその女性人材のリスト化でございました

り、また海外の先行事例を参考に、またその候補育成のために海外の女性役員の方に御講演をお願いをしました。

また、組織トップのやつぱり意識改革ということで、女性活躍へのコミットメントの拡大ということで、輝く女性の活躍を加速する男性リーダー

の会というのを私が大臣時代につくりまして、最初は七人の社長さんが賛成してくれましたが、現在は三百三十三名まで増えまして、その企業のリーダーの皆様が、自分の会社、それから取引先などの関連会社、それから様々な業界団体の他の

会社などに呼びかけて女性活躍を促進するという取組をして、毎年それを発表するということをしていただいております。

このように、様々な取組を政府全体で取り組んでいるところでござりますが、法務省としても、女性の登用が加速されるように努めてまいります。

法務省としてございましても、女性の働きやすい社会を実現するために必要な取組につきまして引き続き検討してまいりたいと考えております。

○高良鉄美君 旧姓使用の拡大といふことですね。これ、前回といいますか、民法改正の問題のときに少し質問しましたので、これは改めて別の機会になると想いますので、今、取組というので旧姓使用を推進するというところをお聞きしました。

○高良鉄美君 旧姓使用の拡大といふことですね。これ、前回といいますか、民法改正の問題のときに少し質問しましたので、これは改めて別の機会になると想いますので、今、取組といふの

新設によって、二〇一五年から商業登記簿の役員欄に旧姓を記録、つまり付記するということを可能としており、これは女性の就労の際の一つの障

害が除去されたものというふうに評価します。しかし、それ以後、女性の就労に当たつての障害を除去する取組、こういう点についてはいかがでしょうか。これ、政府参考人の方でお願いしま

す。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。

旧姓使用に関する政府全体の取組について御説

明させていただきます。

本年六月十八日に、総理を本部長として全閣僚

で構成される、すべての女性が輝く社会づくり本部で決定した女性活躍加速のための重点方針二〇一九におきましては、社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、働きたい女性が不便を感じ、働く意欲が阻害されることがないよう、女性活躍の視点に立った制度等を整備することが重要であるとされております。

こうした問題意識の下、委員御指摘の旧姓の使用に関して、マイナンバーカード等への旧姓

への旧姓使用の拡大、銀行口座等における旧姓使

用に向けた働きかけなどの取組が、内閣府等の関係省庁を中心して政府全体で進められているものと承知しております。

法務省といたしましても、女性の働きやすい社会を実現するために必要な取組につきまして引き続き検討してまいりたいと考えております。

○高良鉄美君 旧姓使用の拡大といふことですね。これ、前回といいますか、民法改正の問題のときに少し質問しましたので、これは改めて別の機会になると想いますので、今、取組といふの

会を実現するためには、必要な取組につきまして引き続き検討してまいりたいと考えております。

○高良鉄美君 旧姓使用の拡大といふことですね。これ、前回といいますか、民法改正の問題のときに少し質問しましたので、これは改めて別の機会になると想いますので、今、取組といふの

ときには、少しび質問しましたので、これは改めて別の機会になると想いますので、今、取組といふの

旧姓使用を推進するというところをお聞きしました。

会社法のこの改正の在り方、本件に関してはけれども、特に、先ほどからずっと取締役の報酬あるいは社外取締役、それから保険のこと、こういった点が出ておりますけれども、まずこの取締役の報酬等についてお尋ねをします。

取締役の報酬等は、定款に定めなければ株主総会の決議によって定めることとされています。

しかし、実務上は、取締役の個人別の報酬額が明らかになることを避けるために、株主総会では取締役全員の報酬額の最高限度のみを定め、取締

役の個人別の報酬額の決定は取締役会に一任する場合が多いとされています。さらに、取締役会に一任された取締役の報酬額の決定を代表取締役に

一任することも多いと言われています。

これらの取扱いは判例では適法とされていています

が、このように、各取締役の報酬額の決定を代表取締役に再一任すると取締役の代表取締役に対する監督が十分に行われなくなるおそれがあるため許されないという。こういった見解もあります。法制審議会の部会の中間試案でも、再一任には株主総会の決議を要するという案が示され、この案に対してもパブリックコメントの支持も多かったようです。しかし、今回の改正案にこの再一任についての規定は設けられていません。

○ボレートガバナンス上問題がある取締役の個人別報酬額決定の再一任を規制する規定を置かなかつた理由について、法務大臣伺います。

○国務大臣(森まさこ君) 改正法案においては、上場会社等の取締役会から取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の再一任を受けた取締役は、取締役会が決定した方針に従つて個人別の報酬等を定めなければならぬこととなるなど、再一任がされた場合を含め、取締役の報酬等の決定手続の透明性が高まるものと考えております。

他方で、取締役の個人別の報酬等の内容はプライバシーに属する情報であることなどから、再一任を規制し、これを取締役会において審議、決議を賛成することとはしておりません。

もつとも、委員会を始め、取締役の報酬等に関する規律の在り方にについて様々な御意見、御議論がござりますので、実務においても検討が進められております。改正法案においては御指摘のような規定を賛成することとはしておりません。

○高良鉄美君 もつとも、委員会を始め、取締役の報酬等に関する規律の在り方にについて様々な御意見が強いわけでございます。これらの方々がおっしゃるところと承知しております。

改正法案が成立した後も、実務の動向を注視しながら必要な検討をしてまいりたいと考えております。

○高良鉄美君 先ほど挙げたと出でているのは、やつぱり取締役会社、そして株主と、こういったところと市民社会、この社会の問題というのが全般的に関わっているわけですねけれども、この中でやつぱり問題になつてるのは、透明性、公正性、平等、あるいはそういう必要性の問

題、そして前回からもありました会社というのは誰のものかということについての理解の問題も含まれていると思います。

前回、会社法改正について、検討はもつと時間を掛けじっくり行うべきではないかと質問されました。そこで、大臣は、法制審議会の専門部会において二年間、合計十九回にわたって会議を開催したと、精力的に審議を尽くして十分な検討を行つたと答弁されました。そうであれば、衆議院における数時間の質問、質疑の結果で、今回の法改正の柱の一つが与党の賛成もあつた上で修正されました。このことは部会における検討が十分ではなかつたということにはならないでしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) この点について改めて見解をお示しください。

○国務大臣(森まさこ君) 国会において、改正法案について与野党から修正の提案がされ修正案が可決されたことについては、法案の立案を担当した法務省としても重く受け止めております。

もつとも、改正法案は、法制審議会に設置された専門部会において、たゞいま委員が御指摘くださいたとおり、約二年間、合計十九回にわたって開催し、精力的に審議を尽くした結果、最終的に法改正案が成立したと認識しております。

○嘉田由紀子君 鶴水会の嘉田由紀子でございます。

まず、企業の経営環境、厳しさ増す中で、今まで言及ありますけれども、国連では、二〇一二年に国連ビジネスと人権に関する指導原則が採択されました。また、二〇一五年には、我々の世界を変革する、持続可能な開発のための二〇二〇年アジェンダ、いわゆるSDGsが採択されています。企業には、自社の利益の追求だけではなく、環境や社会の課題に配慮した責任あるビジネスが求められるようになってきております。

午前中の矢倉委員、また、今ほどの高良委員の方は、中間試案を取りまとめ、これをパブリックコメントの手続に付した上、そこで寄せられた意見も踏まえて多角的な検討が行われたものと認識しております。

○高良鉄美君 このように、改正法案は、法制審議会における精効的な調査審議の結果を踏まえて立派されたものでございました。

○委員長(竹谷とし子君) お時間が過ぎておりました。森大臣、簡潔に御答弁お願いいたします。

○国務大臣(森まさこ君) 改正法案では御指摘の

ように、改正法案は、法改正を目的としたものであり、株主総会の審議の充実を図るためにも、このことで十分な検討が行われたものと認識しております。

○高良鉄美君 冒頭に女性の取締役の関連のお話をしましたが、そういう問題など、あるいはほかのいろんな法改正の問題のときには五年や十

年といったような審議もあります。しかしながら、そういうことについては、先ほど答弁なさったとおりだと思います。

しかし、すつとここで議論されてきた問題についても、議論されてきた問題についても、議論がありませんでした。取締役の報酬に関する規定も問題がありました。会社補償あるいはアンドリ保険等、あるいはインセンティブを付与する規定、こういったことについても質疑がありました。

こういったものを見てみると、会社は誰のものかといったときに、この会社自身や取締役にどう有利であるような規定が多いというような感覚を受けるわけですから、株主提案権の制限、あるいは株主総会資料は請求しないと書類が交付されないと、これ意外な問題で私もメールぐらいでは大丈夫かなと思っていましたけれども、かなりデジタルデバイドの問題というのは深刻であるということがありましたので、そういうことがあります。

そういう意味のものと、会社は会社自体や取締役のためのものである部分と、それから住民や従業員その他の者にも關連するということは大臣もお話をありました。先日の参考人質疑で木村参考人は、政府がすべきことは株主総会の活性化であり個人株主の権利を制限することではないと述べました。

今回の改正について、会社は株主のものであるという観点から妥当と言えるのかということでお聞きします。

○委員長(竹谷とし子君) お時間が過ぎておりました。森大臣、簡潔に御答弁お願いいたします。

○国務大臣(森まさこ君) 改正法案では御指摘の

ような改正をしておりますが、株主総会における審議の時間等が特定の株主からの提案のみに割かれないようにすることで他の株主からの提案にも

十分な審議時間を確保することを目的としたものであり、株主総会の審議の充実を図るためにも、外取締役の選任が企業価値に与える効果につきましては、幾つかの実証研究の結果が公表されております。このような実証研究のうちには、社外取締役の選任は企業価値や企業業績、株主還元の向上に一定の効果があるという結果を示すものがある一方で、社外取締役を置かない場合にはそ

の理由を説明しなければいけないという規律が平成二十七年に設けられましたが、その後における社外取締役の導入の効果については一貫した傾向は見られないか、あるいは一部の小規模な上場会社に関しては株式市場における評価が低下した可能性があるという結果を示すものもございます。

このように、企業価値に与える効果につきましては、幾つかの研究の結果が公表されることはまだ一貫した結論が得られていない状況にござります。

そもそも、社外取締役は、少数株主を含む全ての株主に共通する株主の共同の利益を代表する立場にある者として、業務執行者から独立した立場から会社経営の監督を行い、また、経営者あるいは支配株主と少数株主との利益相反の監督を行うという役割を果たすことが期待されているわけですが、このような役割の内容に照らしまして、このような後削の内容によって我が国に於ける資本市場の信頼性が高まるという一般的な効果を超えて、委員が御指摘の積極的な投資やリスクテーキングを促す効果、あるいは利益率、生産性を高める効果が数字上直ちに表れるとは限りませんので、これを定量的に示すということはちょっと性質上困難な面があると考えているところでございます。

○嘉田由紀子君 今回、会社法で社外取締役、義務化されるわけですから、そのときに、今のような社外取締役の効果も含めて共に社会に出していただきたいと思います。

そういうところで、今日、日本企業の国際競争力と女性参画というところで少し話題を広げてみたいと思います。今ほど高良委員も言及しておりますが、私自身は、平成に入つて日本企業が国際競争力を失っている、様々な要因があると思いますけれども、その一つは女性参画の少なさがあるのではないかと思っております。

ただ、こういことはなかなか因果関係、相関関係も出しにくいんですけれども、少しその辺を議論を深めていきたいと思います。

まず、今日、資料でお出ししておりますけれども、生産年齢人口、日本はこの少子高齢化の中どんどん下がっております。今後二十五年では三割減少いたします。女性がきちんと経済活動に責任ある地位を求めて参画をしないと経済そのものが成り立たなくなる、これはもう數十年前、三十年、四十年前から分かっていたんですけど、そこに手を打てなかつた日本社会の立ち遅れだと思っております。

少し個人的な経験ですが、私自身、一九七〇年

代、日本だけでなくアメリカで学び、その後、アメリカ、ヨーロッパで比較社会研究を進めてきました。そのときに女性の仲間がたくさんおりました。皆さんは大体企業のトップ、そして例えば国際機関のトップで働きながら育てを両立できてい

ます。それが、後期近代化の中ではこういうふうになつていてるということ。

実は、職住が一致していた農業社会あるいは自営業の時代から、最初に近代化された、つまり職住不一致の雇用者の社会になり始めた七〇年代、八〇年代では、全国の、また全世界の傾向は逆でした。仕事の有業率高い国が出生率が低くなつてしまつた。それが、後期近代化の中ではこういふ

うになつていてるということ。

日本はここで出遅れてしまつていてるわけです。海外で仕事をしてきて、日本に帰ってきた経営者の中にも、日本の会社の女性取締役の少なさ、異様に感じております。具体的に、ある家電メーカーの社長さん、Nさんですけど、イギリスやア

メリカで仕事をして、日本に社長として戻ってきてきたときに、余りに、家電メーカーでありながら一人も女性取締役がないことにびっくりして、そして、彼は女性がやさ本部をつくり、女性たちが求める製品要求が幾つか出てまいりました。斜めドラム洗濯機、掃除が不要のエアコン、これは技術者からは、つまりプロダクト・アウトの側からは不可能なと言わねながら社長命令で結果的には開発をして、そして、かなり経営が厳しい立つております。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

そのなでしこ銘柄選定企業の指標とTOPIX

の比較、図二で今日お出ししておりますけれども、平成二十二年頃はほとんど差がないんですねが、その後だんだんに差が開いてきて、なでしこ銘柄がTOPIXでの評価も高い、株式市場での評価が高いということです。ですから、企業の経営者自身もこういうインセンティブを持っていただくことが女性参画にとって大切だらうと思っております。

まず、今日は大変優秀な同級生、三十名おりました。その三十名、今、人生いろいろたどつてみますと、二者択一を迫られた人ばかりで、両立しているのはたった二人です。そういう意味から見ても、この有業率と出生率の相関を取ったグラフでございまます。

一般に、女性が仕事をするから子供が産まれにくいたいと思います。今ほど高良委員も言及しておりますが、私自身は、平成に入つて日本

で大切なのは、消費者が何を求めているかというマーケット・インの発想です。しかし、日本の企業体質はプロダクト・アウト。これは別に男性女性差別するわけではないんですけれども、プロダクト・アウト、男性得意です。家を作るのもそうです。あるいは、プラモデルを組み立てるのもそう

うです。じや、その家をどう使うか、あるいはそこには出生率が低いんです。つまり、二者択一を迫る。これは出生率が低いんです。つまり、二者択一を迫る。

されると、有業率も低くなるし、出生率も低くなる。当然ですね、個人的選択肢として。それが社会として現れているのが図二でございます。この図を全国知事会の男女共同参画委員会の委員長として出したときに、皆さん大変不思議がつっていました。何でこうなるんだ。これを都道府県別に出しても、やはり同じ傾向でございまる。企業も女性を参画させる方が企業成績良くなるんだというようなことで、内閣府の男女共同参

画官にお尋ねしますけれども、企業の女性活用に取り組む程度と経営指標の相関関係を示すデータ、日本社会であるでしょうか。お願いいたします。

○政府参考人(伊藤信君) お答えいたします。女性活躍に取り組む程度と経営指標の相関関係を示すデータといたしましては、例えば民間の調査等におきまして、女性管理職の比率が高いほど増収率や自己資本利益率、ROEが高いなどのデータが示されています。

また、必ずしも統計的に日本企業の女性活躍に取り組む程度と経営指標の相関関係を示すものではございませんが、女性活躍に優れた上場企業を銘柄として選定する取組として経済産業省が東京証券取引所と共同で実施しているなでしこ銘柄におきましては、選定企業四十二社について試算した株価指標がTOPIXの推移と比較して高い傾向が見られているものというふうに承認をしてござります。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

そのなでしこ銘柄選定企業の指標とTOPIX

是非とも家族法の研究会で前回に議論いただけたらと思います。

最後の質問ですけれども、二〇一五年の様を見た問題でございます。

この悪徳マルチ商法で、被害者は七千人、総額

二千億円。本当にもう人生、ためてためて無理をして、そのお金を取られてしまつてこの後どうしたらいいか分からぬという被害者の切実な声、私どもは聞いております。

さて、十一月二十九日なんですが、参議院の方創生及び消費者問題特別委員会における共産党の大門議員の質疑では、消費者庁は、二〇一三年頃からジャパンライフの悪質性を把握し、調査を進め、二〇一二年十月には被害拡大を懸念する予備調査報告書が出され、そして、二〇一四年五月には当時の対策課長が早く対処すべきと立入検査などの準備をしていました。しかし、その指示があつた直後の七月四日に課長が交代させられ、あるいはさせたのか、立入検査の方針が変更になつたということです。実は、この二〇一四年七月三十一日の対処方針を決めた会議での配付文書には、本件の特異性、政治的背景による余波を懸念などの文字があつたとされています。

森まさこ法務大臣は、二〇一二年十二月二十六日から二〇一五年九月三日まで消費者及び食品安全担当の内閣府特命大臣に赴任しておられます。

この言わばジャパンライフの問題が特異的で、政治的背景を配慮されるような問題だった。ちょっとモリカケ問題を思い起させるんですねけれども、森法務大臣にお尋ねいたします。

二〇一三年十月、予備的調査報告書の存在、あるいは二〇一四年七月三十一日の会議で要回の文書が配られたということ、ここには政務三役に

お尋ねいたしましたが、参議院の地元創生及び消費者問題特別委員会における共産党の大門議員の質疑では、消費者庁は、二〇一三年頃からジャパンライフの悪質性を把握し、調査を進め、二〇一二年十月には被害拡大を懸念する予備調査報告書が出され、そして、二〇一四年五月には当時の対策課長が早く対処すべきと立入検査などの準備をしていました。しかし、その指示があつた直後の七月四日に課長が交代させられ、あるいはさせたのか、立入検査の方針が変更になつたと

いうことです。実は、この二〇一四年七月三十一日の対処方針を決めた会議での配付文書には、本件の特異性、政治的背景による余波を懸念などの文字があつたとされています。

森まさこ法務大臣は、二〇一二年十二月二十六

日から二〇一五年九月三日まで消費者及び食品安全担当の内閣府特命大臣に赴任しておられます。

この言わばジャパンライフの問題が特異的で、政治的背景を配慮されるような問題だった。ちょっとモリカケ問題を思い起させるんですねけれども、森法務大臣にお尋ねいたします。

二〇一三年十月、予備的調査報告書の存在、あるいは二〇一四年七月三十一日の会議で要回の文書が配られたということ、ここには政務三役に

お尋ねいたしましたが、参議院の地元創生及び消費者問題特別委員会における共産党の大門議員の質疑では、消費者庁は、二〇一三年頃からジャパンライフの悪質性を把握し、調査を進め、二〇一二年十月には被害拡大を懸念する予備調査報告書が出され、そして、二〇一四年五月には当時の対策課長が早く対処すべきと立入検査などの準備をしていました。しかし、その指示があつた直後の七月四日に課長が交代させられ、あるいはさせたのか、立入検査の方針が変更になつたと

いうことです。実は、この二〇一四年七月三十一日の対処方針を決めた会議での配付文書には、本件の特異性、政治的背景による余波を懸念などの文字があつたとされています。

森まさこ法務大臣は、二〇一二年十二月二十六

日から二〇一五年九月三日まで消費者及び食品安全担当の内閣府特命大臣に赴任しておられます。

この言わばジャパンライフの問題が特異的で、政治的背景を配慮されるような問題だった。ちょっとモリカケ問題を思い起させるんですねけれども、森法務大臣にお尋ねいたしました。

二〇一三年十月、予備的調査報告書の存在、あるいは二〇一四年七月三十一日の会議で要回の文書が配られたということ、ここには政務三役に

お尋ねいたしましたが、参議院の地元創生及び消費者問題特別委員会における共産党の大門議員の質疑では、消費者庁は、二〇一三年頃からジャパンライフの悪質性を把握し、調査を進め、二〇一二年十月には被害拡大を懸念する予備調査報告書が出され、そして、二〇一四年五月には当時の対策課長が早く対処すべきと立入検査などの準備をしていました。しかし、その指示があつた直後の七月四日に課長が交代させられ、あるいはさせたのか、立入検査の方針が変更になつたと

いうことです。実は、この二〇一四年七月三十一日の対処方針を決めた会議での配付文書には、本件の特異性、政治的背景による余波を懸念などの文字があつたとされています。

森まさこ法務大臣は、二〇一二年十二月二十六

日から二〇一五年九月三日まで消費者及び食品安全担当の内閣府特命大臣に赴任しておられます。

この言わばジャパンライフの問題が特異的で、政治的背景を配慮されるような問題だった。ちょっとモリカケ問題を思い起せるんですね。

するなど過度に制限している実態があり、こうした問題こそ調査し、改めるべきです。

第一は、取締役の報酬に関する問題です。

改定案は、取締役への株式報酬の無償発行を可

能とし、ストックオプションの権利行使に際して

出資を不要とするなど資本充実の原則に対する重

大な例外を設け、業績連動報酬の拡大を促そうと

しています。しかし、業績連動報酬が積極的に活

用される欧米では、日先の高額報酬のために業績

向上を演出するなどモラルハザードが指摘されて

おり、質疑の中で政府もその懸念を認めました。

業績は役員の手腕のみがもたらすのではなく、労

働者や長年のノウハウと信用、取引先の協力など

の蓄積が支えています。本来求められるのは、役

員の高額報酬ではなく、労働者との格差の是正と

いうべきです。

また、改定案には、法制度で議論されていた役

員報酬の個別開示、代表取締役への再一任の制限

は経済界の反対で盛り込まれていません。透明化

の措置は不十分です。

第三は、取締役の責任を過度に軽減する会社

債契約、DアンドD保険に関する規定です。取締

役が損害賠償請求や株主代表訴訟を提起された

際、本来取締役が負うべき訴訟費用や賠償額を会

社に肩代わりさせることは利益相反性が顕著であ

ります。特に、悪意、重大失敗の取締役についてまで

訴訟費用などを補償する必要はありません。

以上、本改定案は、株主総会の効率化に傾き、企

業経営の透明化とは程遠く、取締役を短期的な

利益追求に駆り立てる一方で、不祥事を防ぐため

の必要十分な企業統治の在り方を目指すものとも

言い難く、反対するものです。

○委員長(竹谷とし子君) 他に御意見もないよう

めです。

これより採決に入ります。

まず、会社法の一部を改正する法律案について

採決を行います。

本案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(竹谷とし子君) 多数と認めます。よつ

て、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきも

のと決定いたしました。

次に、会社法の一報を改正する法律の施行に伴

う関係法律の整備等に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(竹谷とし子君) 多数と認めます。よつ

て、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきも

のと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきまして

は、これを委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(竹谷とし子君) 御異議ないと認め、さ

うのと決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三分散会

十一月二十九日本委員会に左の案件が付託されました。

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願(第三三二四号)

一、元々日本国籍を持つている人が日本国籍を

自動的に喪失しないことを求めるに關する請願(第三六一一号)

一、國籍選択制度の廃止に関する請願(第三六

二号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制

定に関する請願(第三三二二号)

一、元々日本国籍を持つている人が日本国籍を

自動的に喪失しないことを求めるに關する請願(第三六九号)

一、国籍選択制度の廃止に関する請願(第三七

七号)

一、国籍選択制度の廃止に関する請願(第三七

七号)

一、国籍選択制度の廃止に関する請願(第三七

七号)

第三三四号 令和元年十一月十五日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

する請願

請願者 北海道石見沢市 千石信弘 外百

紹介議員 木村 英子君

九十八名

この請願の趣旨は、第五七号と同じである。

第三六一號 令和元年十一月二十日受理

元々日本国籍を持っている人が日本国籍を自動的に喪失しないことを求めるに関する請願

請願者 千葉県習志野市 犀貝雅子 外四

紹介議員 寺田 静君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第三六二號 令和元年十一月二十日受理

国籍選択制度の廃止に関する請願

請願者 千葉県習志野市 犀貝雅子 外四

紹介議員 寺田 静君

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第三六三號 令和元年十一月二十日受理

治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 北海道石見沢市 東沢節子 外百

紹介議員 寺田 静君

この請願の趣旨は、第五七号と同じである。

第三六九號 令和元年十一月二十一日受理

元々日本国籍を持っている人が日本国籍を自動的に喪失しないことを求めるに関する請願

請願者 東京都板橋区 小暮朋子 外四十

紹介議員 水岡 俊一君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三七〇號 令和元年十一月二十一日受理

国籍選択制度の廃止に関する請願

請願者 東京都板橋区 小暮朋子 外四十

紹介議員 水岡 俊一君

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

令和元年十二月十八日印刷

令和元年十二月十九日發行

參議院事務局

印刷者 国立印刷局